

総務企画委員会記録  
<第2号>

平成24年第5回沖縄県議会（9月定例会）

平成24年10月5日（金曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成24年10月5日 金曜日  
開 会 午前10時3分  
散 会 午後5時4分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 平成24年 沖縄県知事の給与の特例に関する条例  
第3回議会  
乙第1号議案
- 2 甲第1号議案 平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 3 乙第1号議案 沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を  
改正する条例
- 4 乙第6号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第20号議案 沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について
- 6 陳情第84号、第85号、第96号、第112号、第122号、第126号、第129号、第  
140号及び第147号
- 7 閉会中継続審査・調査について

---

### 出 席 委 員

委 員 長 山 内 末 子 さん  
副 委 員 長 末 松 文 信 君  
委 員 新 垣 良 俊 君

委	員	仲	田	弘	毅	君
委	員	具	志	孝	助	君
委	員	照	屋	大	河	君
委	員	高	嶺	善	伸	君
委	員	玉	城	義	和	君
委	員	渡	久	地	修	君
委	員	吉	田	勝	廣	君
委	員	前	島	明	男	君
委	員	當	間	盛	夫	君
委	員	大	城	一	馬	君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知	事	公	室	長	又	吉	進	君													
	知	事	公	室	防	災	危	機	管	理	課	長	漢	那	宗	善	君				
総	務	部	長	川	上	好	久	君													
財	政	課	長	田	端	一	雄	君													
企	画	部	長	謝	花	喜	一	郎	君												
企	画	振	興	統	括	監	下	地	明	和	君										
交	通	政	策	課	長	玉	城	恒	美	君											
環	境	生	活	部	環	境	政	策	課	班	長	知	花	寛	君						
環	境	生	活	部	環	境	整	備	課	長	古	謝	隆	君							
環	境	生	活	部	環	境	整	備	課	班	長	新	垣	博	君						
環	境	生	活	部	平	和	・	男	女	共	同	参	画	課	班	長	仲	村	裕	子	さん
福	祉	保	健	部	医	務	課	班	長	宮	里	治	君								
農	林	水	産	部	園	芸	振	興	班	長	宮	里	太	君							
農	林	水	産	部	糖	業	農	産	課	主	幹	金	城	吉	治	君					

商工労働部新産業振興課長	上 間 司 君
文化観光スポーツ部観光振興課長	神 谷 順 治 君
文化観光スポーツ部スポーツ振興課長	村 山 剛 君
文化観光スポーツ部文化振興課副参事	喜友名 朝 弘 君
土木建築部用地課班長	大 城 勝 君
土木建築部海岸防災課副参事	松 田 了 君
土木建築部都市計画・モノレール課副参事	砂 川 勝 義 君
土木建築部住宅課班長	眞榮平 徹 君
教育庁県立学校教育課長	仲 間 靖 君
警 務 部 長	今 井 宗 雄 君
刑 事 企 画 課 参 事 官	知 花 幸 順 君
交 通 部 長	砂 川 道 男 君
交 通 規 制 課 長	平 松 伸 二 君

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、平成24年第3回議会乙第1号議案、乙第1号議案、乙第6号議案、乙第20号議案の5件、陳情第84号外8件、所管事務調査、不発弾等対策条例の制定について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、総務部長、企画部長、警察本部警務部長及び交通部長の出席を求めています。

まず初めに、甲第1号議案平成24年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 ただいま議題となりました甲第1号議案について、お手元にお配りしております平成24年度一般会計補正予算（第2号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施する事業、制度改革等に伴い既決予算での対応が困難な事業、災害等に伴い緊急に対応を要する事業などについて、必要な予算を措置するものであります。

説明資料の1ページをごらんください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ19億5942万9000円で、これを既決予算額6919億9793万9000円に加えますと、改予算額は6939億5736万8000円となります。

歳入の主な内容については、後ほど歳入内訳の中で、また歳出の主な内容については、歳出内訳の中で御説明したいと思います。

2ページをごらんください。

2ページは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをごらんください。

歳入内訳について、御説明いたします。

地方交付税の4361万1000円は、沖縄振興特別推進交付金の活用に伴い見込まれる特別交付税であります。

国庫支出金の6億8144万4000円は、沖縄振興特別推進交付金及び社会資本整備総合交付金等の国庫補助金などであります。

寄附金の1400万円は、沖縄特定免税店株式会社などからの寄附金であります。

繰入金の7億2859万6000円は、医療施設耐震化臨時特例基金など6つの基金からの繰入金であります。

4ページをごらんください。

繰越金の4億1842万1000円は、平成23年度決算からの余剰金であります。

諸収入の2475万7000円は、国道改良事業に伴う嘉手納警察署の施設再配置に係る損失補償費であります。

県債の4860万円は、台風15号に関連した地すべり対策事業、信号機等交通安全施設の設置などに伴う地方債であります。

以上、歳入合計は、19億5942万9000円となっております。

5ページをごらんください。

歳出内訳について、各部の主な事項を御説明いたします。

知事公室の防災対策費は、津波等の緊急事態発生時の情報伝達体制を強化するため、現行の沖縄県防災情報システム等を改修するための経費であります。

企画部の交通運輸対策費は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、那覇空港貨物ターミナル施設内に設置予定の仮設のLCC専用ターミナルと旅客ターミナル地域間を結ぶ巡回バスの運行に要する経費であります。

環境生活部の男女共同参画行政推進費は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、宜野湾市が中部圏域の拠点施設として実施する男女共同参画施設整備事業に対して補助するための経費であります。

6ページをごらんください。

福祉保健部の2事業目の障害者自立支援特別対策費は、障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、障害福祉サービスの基盤整備やシステムの改修等、事

業者及び市町村への支援を行うための経費であります。

6 ページ 1 番下の事業の同じく福祉保健部の救急医療対策費は、沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金を活用して実施する対象事業の確定に伴う余剰分を国へ返還するための経費等であります。

7 ページをごらんください。

農林水産部の 2 事業目の園芸作物ブランド産地育成事業は、園芸作物ブランド産地に対し、産地力の強化及びおきなわブランド確立のため、菊選別機導入の支援に要する経費であります。

7 ページの 1 番下の事業の商工労働部の健康バイオ関連産業振興費は、ベンチャー企業のサポート体制の構築等を行う中核施設として活用するため、トロピカルテクノセンターの建物取得に要する経費であります。

8 ページをごらんください。

文化観光スポーツ部の最初の事業の一般観光事業費は、観光地形成促進地域制度の県内外への周知及び県内観光関連施設の整備状況に係る調査等に要する経費であります。

8 ページ下の土木建築部の緊急地すべり対策事業費及び県単港湾施設費は、台風15号に関連した災害に対する復旧措置等に要する経費となっております。

緊急地すべり対策事業費は、大宜味村根路銘地区における地すべり箇所危険性の除去に要する経費となっており、その下の県単港湾施設費は、本部港における改修中の岸壁等の復旧に要する経費であります。

9 ページをごらんください。

中ほどの教育委員会の教育指導費補助は、高等学校が設置されていない離島出身の高校生を対象に、通学費や居住費等の支援を実施する市町村への支援に要する経費であります。

一番下の事業の公安委員会の交通安全施設費は、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、信号機11機等の新設に要する経費であります。

以上、歳出合計は、19億5942万9000円となっております。

10 ページをお開きください。

債務負担行為に関する補正であります。

公共地方道新設改良費、平良下地島空港線は、本年6月に台風4号が接近したことに伴い、伊良部架橋工事の主桁の架設工事が平成25年4月以降となったことに関連して債務負担行為を変更するものであります。

11 ページをごらんください。

地方債に関する補正であります。

台風15号で発生した地すべり箇所の危険性を除去する事業や、信号機等交通

安全施設を設置する事業などに関連して発行する県債となっております。

以上が甲第1号議案平成24年度一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 平成24年度一般会計補正予算（第2号）説明資料、7ページの農林水産部の事業になります。園芸作物ブランド産地育成事業は備考の説明によりますと、本県の特産品であります彼岸に向けての菊栽培の選別機ということですが、各市町村、JA、各団体でこの生産にかかわっているわけですが、補助のメニューの対象者としてはどういったところですか。

○宮里太園芸振興課班長 園芸作物ブランド産地育成事業の中で、菊生産者に対して労働力の軽減等を考えまして、菊の選別機を導入するということです。対象としては、菊の生産者ということになっています。市町村、農協、公益事業主体、その他生産者、3戸以上の組織する生産の団体ということで要件を決めております。

○仲田弘毅委員 これは沖縄県花卉園芸農業協同組合一太陽の花もですか。

○宮里太園芸振興課班長 そうです。

○仲田弘毅委員 これは生産農家一例えぼうるま市ですと兼箇段という地域が、本当に菊栽培で力を入れている地域なのですが、そこの農家も事業主として対象になりますでしょうか。

○宮里太園芸振興課班長 今回この事業を実施するに当たって、おおむねJA、沖縄県花卉園芸農業協同組合を事業主体として、広域で機械を導入するような考えを持っております。そういう出荷団体から生産農家にリースをするという形で事業導入を考えております。

○仲田弘毅委員 9ページになりますが、教育指導費補助についてであります。本会議で教育長からも答弁がありましたけれども、再度確認のために質問をさせていただきます。その該当する市町村一通学費、居住費の支給の対象となる高等学校がない地域の市町村は何カ所で、生徒数はどのくらいですか。

○仲間靖県立学校教育課長 本県で対象となる市町村の数は16市町村で、今回対象となる生徒数は697名になっております。

○仲田弘毅委員 この市町村の子供たちが今697名になってますが、将来本県は高等学校を有しない離島からの子供たちを受け入れるための活性化事業の中で、寄宿舍等あるいは児童センターなるものを予定しているわけですが、この事業とのかかわりはどのようなかかわりですか。

○仲間靖県立学校教育課長 離島支援という形で、離島児童・生徒支援センターという形のもはまた別途ありまして、そして今回のものは生徒に対してのまず通学費と居住費となりますので、通学費という形のものも対象となりますので、両方できる形になっております。

○仲田弘毅委員 知事は離島振興を全面にうたっているわけですから、今現在離島から本島にいられている子供たちの生活面、あるいは学費面、離島はすごい負担になっているという報告も受けておりますし、そういった補助をしっかりとやっていただきたいと考えます。あと1点だけ公安委員会にお願いします。同じく9ページ、交通安全施設費。糸満市の座波を中心に10カ所ということですが、この10カ所というものはどのように選定をしていますか。

○平松伸二交通規制課長 今回の補正予算で新設信号11機ということで要望させていただいているのですが、一括交付金を活用させていただいております。この一括交付金の対象事業、交通安全施設整備に係る対象事業というものは要件が定められておりまして、その要件を満たして私どもとして緊急性、必要性があると判断した11カ所について選定をしているというところでございます。

この対象が限定されているということにつきましては、警察庁のほうから一括交付金の要項が定められておりまして、これに基づいて対象エリアが限定をされていると。その中から11カ所を選定したということでございます。

○仲田弘毅委員 財源がないから信号機が設置できないのか、それとも交通部の交通規制課のほうで調整のために順番を待っているのか、そういったことはありませんか。例えばの話、南風原町、豊見城市から一括交付金でもって前からお願いしてある地域に信号機を設置したいというお話があったけれども、沖縄県警察本部のほうでこれは今現在のところ配慮はできませんという返答だったということです。

○平松伸二交通規制課長 南風原町の皆様方からのお話については、町村会ですとか市長会ですとか、そういう皆様方からの要望というものを受けておりまして、一括交付金を活用してはどうかという話もございました。県民の方からの御要望がたくさんございますが、警察署から警察本部に上申が上がっているもの一設置の要望が上がっているものについては、ことしの8月末現在で65件ございます。そういう中から一定の優先順位をつけて設置をしているというところがございます。お金がないからとかそういうことでつけないということではございません。

○仲田弘毅委員 今、那覇空港に向けて若狭から沈埋トンネル、そこも信号設置で随分もんでいたようですが、これと同じようにワルミ大橋。これは悲惨だったわけです。ワルミ大橋は完成したけれども交通事故がどんどん起きていると。ということは、ワルミ大橋が通ってきた県道と、今帰仁村の村道と比較した場合は村道のほうが若干大きいわけです。勘違いかもしれませんが、人間はある程度幅が広いところは優先だと思う。ですから、そこを入ってきたら出会い頭、全部そこで事故が起こった。お願いをして1カ年半くらいでやってもらいましたが、総務部長、ワルミ大橋とか沈埋トンネルとかああいった大きな公共工事をやる場合は信号機が必要であるということは、間違いなく当初から予想できると思うのです。新たな道ができる、そこには信号機が必要と。こういった大型工事をやりながら信号機の設置までセットにしてやるとか、そういったことは配慮できないですか。

○川上好久総務部長 それはそれぞれの担当部局で適切に判断をされていると思います。それで予算措置の要求があれば、総務部としても適切に対応してい

きたいと思っております。

○仲田弘毅委員 土木建築部は橋をかけるのが仕事ですから、信号機を設置するしないというのは余り配慮にかけるところもあるかもしれません。全体的な各部署の横断的な配慮というものは絶対必要だと考えてます。ぜひお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
大城一馬委員。

○大城一馬委員 平成24年度一般会計補正予算（第2号）説明資料5ページの環境整備企画費です。ここに地域グリーンニューディール基金を活用して、海岸漂着ごみ対策を推進するための経費6100万円余りの金額が計上されております。これはたしか事業としては4カ年前から始まっていますか。

○古謝隆環境整備課長 当該事業は地域グリーンニューディール基金を活用しまして、海岸漂着対策事業として回収事業などを行っておりますけれども、平成21年度から今年度まで4カ年事業ということでございます。

○大城一馬委員 この成果についてどういう御判断をしていますか。この3カ年間での事業で。

○古謝隆環境整備課長 順を追って御説明いたしますと、まず平成21年度は海岸漂着物の回収処理を行うための地域計画を策定いたしました。平成22年度はこれを効率的に回収するためのマニュアルを策定しまして、平成23年度から本格的な回収事業を行いました。平成23年度は海岸管理者のほうにお願いをしまして、沖縄県全域を91の区域に分けていますけれども、そのうちの66の区域で8300立米を回収しております。今年度は東日本大震災で漂流するごみも漂着する可能性があるということでモニタリングをしております、それとあわせて海岸管理者による回収事業のほうも当初予算で1億2700万円を分任しているところであります。今回6000万円を補正予算で組んで追加でお願いするという流れです。

○大城一馬委員 今年度でこの事業がある意味終了するということなのですかけれども、やはり今の沖縄のいわゆる特性一離島、海洋に囲まれている状況、そ

して台風常襲地帯という状況。そういったところからすると、この漂着ごみというものは結構、今、回収してもまた漂着するというパターンの繰り返しだと思っているのです。離島やあるいはまた沖縄本島の海岸地帯にも視察に行った経過がありますが、やはりこれは常時、恒常的に海岸ごみ対策はしっかりやっておかないと、例えば沖縄は観光立県、そして海岸リゾート地の海浜とか、いろいろなビーチとかもあります。やはり全体的に見た場合、先ほど申し上げたように、今後継続してやる方策はないものかどうか、どうでしょうか。

**○古謝隆環境整備課長** 先ほどお話がありましたとおり、漂着ごみは繰り返し漂着するということがわかっておりますので、継続した取り組みが必要であると感じております。地域グリーンニューディール基金による回収事業、あるいはモニタリング調査などについては今年度終了となっておりますが、国のほうで海岸漂着物に特化した法律を平成21年度につくってございまして、これに基づいて次年度の予算措置を財務省のほうに要求しているという情報も聞いておりますので、そういった情報も踏まえて全国知事会などを通して適切に回収できるような仕組みができないかを要請していきたいと思っております。

**○大城一馬委員** この件で先ほど触れておりましたけれども、東日本大震災による、いわゆる瓦れきの漂着ごみの問題。私は前期は土木環境委員会にございまして、去年、質疑をしたことがあるのですけれども、想定で太平洋からずっとアメリカの西海岸を経由して沖縄―日本近海に向かっているというシミュレーションがあります。そのときに部長の答弁で、半年、1カ年から1年半で沖縄近海に流れ着くということが想定されるということで答弁がありました。このシミュレーション、環境省から出された漂流予測ということでありますが、ことしの12月には近づいてくるということで4月には沖縄近海に流れ着くということなのですか。この対策については県として、この予算で対応することなのか。それとも特別に防災、今国のほうでは防災特別会計がありますね。こういったことも活用してやろうとしているのか、結構これは膨大な瓦れきごみではないですか。どうですか。

**○古謝隆環境整備課長** 今、御指摘のありました東日本大震災期の漂流瓦れきの件でございましてけれども、恐らく沖縄のほうにも到達するであろうと言われているのが、主に家屋由来の木くずが到着するだろうということで、早ければ来年の4月以降に沖縄に到着するということが予測されています。県のほうで今どのような対応をしているかといいますと、今年度の委託事業の中で沖

縄島の代表的な離島も含めて32地点でモニタリングをしている状況です。そのモニタリングの状況を見て、漂着物が到着しているのかしていないのか、この辺の情報を踏まえて海岸管理者のほうとも情報交換をしていきたいと思っております。仮に大量に到達した場合の撤去の絡みにつきましては、農林水産省であるとか国土交通省の予算、それと海岸保全区域以外ですと環境省のほうで補助金のメニューがありますので、そういったことも含めていろいろ考え、海岸管理者と情報交換をしていきたいと思っております。

**○大城一馬委員** しっかりやっていただきたいと思えます。次に8ページの一般観光事業費ですが、この件につきましては今議会の一般質問でも取り上げさせてもらいました。前期もやりましたけれども、今度新しく沖縄振興特別措置法で全県観光指定地域と、いわゆる観光特区ということになりますけれども、1つだけ気になることがあります。前回の地域指定制度もそうでしたけれども、ホテルは税の控除対象外になっているわけです。含まれていないわけです。県は国のほうに要求はしていると。ということの話は聞いているのですがそうですか。

**○神谷順治観光振興課長** 平成23年度において、平成24年度の制度要望として全県を地域指定すること、それから税制要件の緩和、対象施設に宿泊施設を含めることを国に対して要望しておりました。まず1番に全県を指定するというのを優先順位をつけてお願いしまして、残念ながら宿泊施設は認められなかったということでございます。

**○大城一馬委員** やはり沖縄は観光立県という言葉を使いましたけれども、ホテルがある意味中核になるわけですね。そのホテルがなぜ税の控除対象にならないのか、理解しがたいのです。例えば、いろいろな該当施設がありますけれども、スポーツレクリエーション施設とか、共用文化施設とか、あるいは温泉保養施設とか、会議場施設とか研修施設とか、展示施設とか販売施設、こういったことは控除対象になるのだが、肝心かなめのホテルが対象から外されているという国の理由づけ、皆さん方はどうやって国に説得をしたかわかりませんが、ホテルが除外されたことは極めて理解しがたいことなのです。これはホテル業界等からはそれに対して何ら疑問点、要望等はないのですか。

**○神谷順治観光振興課長** 委員のおっしゃるとおり我々も宿泊施設、観光地を集積するという事で国にお願いしたのですが、また一方、県内の中小のホテル

ルからこの宿泊施設を入れるとホテルが乱立して稼働率が下がるのではないかと—これは一部の声なのですが、我々がヒアリングをしたところそういったきらいもあると。今回お願いをしている調査事業において県内中小ホテル等のヒアリング等をしまして、本当に要望があるかどうかも含めて調査してみたいと思っているところでございます。

○大城一馬委員 観光客1000万人という知事公約、そして今県もそれに向かってやっておりますけれども、やはりこれを受け入れるためにはこういったホテルの施設、当然これは増設をしなければ受け入れができないという事態になりかねないので、このことはしっかり国と調整してできるような方向でやっていただきたいと思っております。もう一つ同じく次の県民文化振興費。これもずっと一般質問等で取り上げているのですが、いわゆる仮称で県立郷土芸能会館なのですが、この件につきましてもう少しだけお話—やりとりしたいのですが、検討委員会で残念ながら当面はつくらずと。そして国立劇場沖縄周辺を中心とする、あるいは県内各地域にある文化施設を利用するというので、先日の一般質問でも平田文化観光スポーツ部長の答弁をいただきましたけれども、これは私ども地元の与那原町初め、南城市もしかり八重瀬町もしかり、7市町村がそれぞれ誘致に手を挙げて、まちづくりの核にしたいということもあって、知事公約でありながら検討委員会が結論を出して当面はつくらないというようなことがあるものですから、結構地元も戸惑っているわけです。私も地元で説明責任を果たさないといけませんから、検討委員会の結論は結論として尊重はしますけれども、知事公約の大きな政治的な公約が検討委員会で変更を余儀なくされているということが、普通はつくるために検討委員会が当初は設置されたと私どもは理解しているのです。ところが、1回目の検討委員会に県議会文化議員連盟の皆さんも傍聴したいということで、第1回の検討委員会を傍聴させてもらいました。そのときから、芸能会館という言葉が平田文化観光スポーツ部長の最後の説明の中から出てこないのです。これは違うという気がしたのですが、案の定、去年、ことし計6回くらい検討委員会をして、その中には芸能団体のトップクラスのメンバーが入って、県にも陳情したメンバーが三、四名くらい入っているわけです。そういった中でもありながら、残念ながら変更を余儀なくされているということに関して非常に残念でありますけれども。そこで、国立劇場おきなわの周辺を中心とした利活用ということを言っています。ところが、国立劇場おきなわは交通の不便はあるわけです。バスも通らない。そして国立劇場おきなわは、なかなか一般の人たちの公演とか発表会で使えないような劇場使用料。例えば小劇場で、250名くらい入るところで1日使って1

7万なのです。前の沖縄県立郷土劇場は終日使って3万から5万円くらい。そしてまた退館も、9時半までには全部退館しようと。あれだけの道具を持って。これも非常に不満があるわけです。そういったこともしっかりと考えて計画を持っているのか。例えば交通問題をどうするかも含めて、そういったところをきちんと想定して、計画を持ってこの結論なのか。あるいは地域の文化施設にこういった支援を考えているのか。それも含めてやはり結論として当面はつくらないと。ただつくらないために文化施設とか利用しますということではないと思っています。そういったところはどうか。

**○喜友名朝弘文化振興課副参事** 委員のおっしゃるように、国立劇場おきなわを中心に当面展開していこうという方向性になっておりまして、この検討委員会はこれで終わりではなくて、今年度も下半期で予定として3回程度開催する予定になっています。県としては、正式な検討委員会から提言を受けて一緒になって、今年度で整備基本構想、文化振興の拠点の整備基本構想を策定して、次年度以降実施計画に持って行ってつくっていくような考えはあります。実績としては、沖縄県伝統芸能公演というものを平成21年度から平成23年度まで一平成24年度も予定しておりますが、平成23年度までで47公演を行い、国立劇場おきなわ等での実演に対する支援をしております。内容といたしましては、公演制作費の支援等、劇場使用料の半額減免等を行っているところです。

**○大城一馬委員** 沖縄芝居関係者から国立劇場おきなわの使い勝手の問題で結構話があります。沖縄芝居は国立劇場おきなわで公演できるのですか。

**○喜友名朝弘文化振興課副参事** やっていたと思います。

**○大城一馬委員** 料金の問題が、やはり沖縄芝居をやっている方々はそんなにまで費用の捻出はなかなか難しいということで使えないということもあるので、そういったこともしっかりやってください。

**○喜友名朝弘文化振興課副参事** わかりました。

**○大城一馬委員** 最後に1つだけ。8ページの最後の港湾海岸事業費、与那原町における高潮、波浪等の発生に備える海岸保全施設の新設、改良等に要する経費。これは非常にありがたいことで、ここは板良敷沿岸道路ができて海岸沿

いが整備されて、そして住宅がどんどんできている地域なのです。それが前回の台風15号から高潮で浸水等の影響が出ているということで、この事業が施工されていますけれども、イメージが湧かないのです。高潮波浪等の発生に備える事業、どういったことなのか。防波堤をつくるということなのか、その辺を少し説明してください。

○松田了海岸防災課副参事 当海岸は昭和30年以前に増築された直立式の護岸でございますけれども、護岸の天端の高さが不足しておりまして、台風時にたびたび越波による被害が生じている。また、背後地は急激な都市化が進展しまして、小・中・高等学校が立地しているような状況でございます。護岸が老朽化しているという状況もございまして、その後放置すると護岸の崩壊などが起きるおそれがあることから、護岸の改修工事を行っておりまして、工事としましては、景観及び環境に配慮した石積み式の護岸を採用して工事を行うということです。

○大城一馬委員 それで十分にこの対策ができると、被害が解消できるという計算ですか。原図面があったら下さい。

○松田了海岸防災課副参事 越波等の計算も踏まえた上で設計してございますので、被害の発生の防止につながるものだと考えております。

○大城一馬委員 台風は最近よく沖縄本島に直撃ということで、それも常に予報は大型と。いつ何時100メートルの台風が来るかもわからないということですから、つくって不十分ということにならないようにしっかり取り組んでください。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 平成24年度一般会計補正予算（第2号）説明資料3ページの地方交付税の件ですが、これは災害の特別交付税ですか。

○川上好久総務部長 これは沖縄振興特別推進交付金の10%相当分、これは特別交付金で見ることになっています。沖縄振興特別推進交付金は交付率が10分の8、10分の1は特別交付税で見ることになっていて、その分を計上しており

ます。

○吉田勝廣委員 寄附金は沖縄特定免税店株式会社からですが、これは毎回このように出てくるのですか。

○田端一雄財政課長 今回の寄附金の1400万円は、1つは沖縄特定免税店株式会社からの寄附金が500万円、もう一つは沖縄D F S株式会社からの寄附金が900万円となっております。

○吉田勝廣委員 これは制度とかの意味ではなくて、単なる寄附ですか。ことが初めてなのか、前もあったのか。

○田端一雄財政課長 この両社につきましては、これまで11年連続で寄附があります。これまでの寄附総額が約1億5000万円となっております。

○吉田勝廣委員 寄附はいいことだけれども、制度とかそういうことではなくて、免税という一つのものをつくっていただいて、その感謝の気持ちという形で利益が上がったので寄附をするのだと理解していいですか。

○田端一雄財政課長 おおむねそういうことです。

○吉田勝廣委員 地方交付税の件だけれども、10分の1という話で、4300万円というのは少し額が低いような感じがするのだけれども、どうですか。

○川上好久総務部長 今回、この下の沖縄振興特別推進交付金の5億1900万円の10%相当分で、中には県が負担しないで10分の8の交付率の国庫支出金そのものを、外部に補助するケースもありますので、そういう形になります。

○吉田勝廣委員 7ページをお願いします。分みつ糖振興対策事業費ですが、その内容が、さとうきびの生産回復のために、製糖事業者の設備の機能強化に要する経費と。これは特に製糖事業者に対する設備への支援ということですか。

○金城吉治糖業農産課主幹 今回の事業につきましては、去る平成23年期のさとうきびの不作を受けて、生産回復に向けて間接的に肥料費等を助成している製糖工場に対して、施設の整備に対する支援を行っていくということになって

おります。

○吉田勝廣委員 要するに、去年はさとうきびの生産高が落ちたから、製糖関係会社が製糖農家に肥料を補助していたので、その回復のためにこのような資金を製糖会社に投入するということですか。

○金城吉治糖業農産課主幹 施設等のメンテナンス等に対して支援を行っていくということになっています。

○吉田勝廣委員 これは製糖事業者が生産者に肥料を幾らか補助していたということに対する支援というか、肩がわりなのですか。

○金城吉治糖業農産課主幹 支援の内容につきましては、製糖施設のプラント等一建屋も含めてですが、メンテナンス等に要する経費に対する支援という形になります。

○吉田勝廣委員 例えば生産量が少なくなるために、操業期間が短くなりますよね。操業期間が短くなると一月、二月—大体3カ月操業するでしょう。わずか1カ月間のためにメンテナンスがかかりますよね。そういう意味のものなのか。これからすると、例えば各製糖工場をやらないといけないので、こういうところではなくて、極端に言うと沖縄本島全部を含むのですか。

○金城吉治糖業農産課主幹 今回のものは分みつ糖工場になりますので、離島だけではなくて、沖縄本島も含めた分みつ糖工場に対する支援という形になります。

○吉田勝廣委員 工場は幾つぐらいありますか。

○金城吉治糖業農産課主幹 分みつ糖工場は10工場ありますが、今回支援を行う製糖工場につきましては、8工場になります。

○吉田勝廣委員 割ってしまうと、300万円ちょっとしか当たらないですね。

○金城吉治糖業農産課主幹 2600万円余りのほかにも、既存の事業で対応している分もありまして、今回不足分についての補正予算となります。

○吉田勝廣委員 次に、健康バイオ関連産業振興費が2億3000万円ぐらいありますが、今まで大体どれぐらいの財源投資をしていますか。

○川上好久総務部長 これは健康バイオ関連産業に投資するということではなくて、トロピカルテクノセンターの建物を取得する費用として計上しています。

○吉田勝廣委員 2億円ぐらいで建物を買う—中身の問題がありますよね。中身に幾らくらい投資しているのか。

○上間司新産業振興課長 この2億3000万円余りの予算ですが、これは建物購入費で現在の簿価で計上しております。ですので、額についてはこれから実際に不動産鑑定評価を入れて、適正な額が決まって、それが購入額となります。

○吉田勝廣委員 その建物を買って、何をするのですか。

○上間司新産業振興課長 本県では、バイオ産業の振興を図るためには施設の整備が重要だと考えております。そういった観点から、バイオ関連産業の集積を図るため、バイオベンチャー企業向けの簡易な製造も可能なレンタルラボなどを整備するものであります。

○吉田勝廣委員 その建物を買って、今度は中身が勝負ですよね。ベンチャー企業を育成するために建物を買う、その中身の機械等の設備をしないとイケないと思いますが、その中身のことも入っているのですか。

○上間司新産業振興課長 まずは場所ですが、うるま市の洲崎地区にあります。そこは現在、沖縄県工業技術センターや沖縄健康バイオテクノロジー開発センターなどが集積しておりまして、バイオベンチャー企業を育成するに当たり、非常に有効な場所だと認識しております。そこにバイオベンチャー企業をさらに誘致する必要があるものですから、そういったソフト的な支援も含めて、施設を整備して活用していこうと考えております。

○吉田勝廣委員 それを聞きたいわけです。こういう建物を買って、そのような中身があって、ベンチャー企業を誘致して、そこに集積されるわけです。それで、今後の見通しとしては計画書があるのですか。将来ベンチャー企業を入

れるための計画—例えば備品が幾らとか、何々を建物の中身に入れるとか、そういう計画書がないと、建物を買ってそのままではいけないので、そこが聞きたいのです。

**○上間司新産業振興課長** まず今ある建物は株式会社トロピカルテクノセンター—T T Cの所有ですので、そのまま使うのではなくて、企業のニーズに沿った、入居して活用しやすい形に改修が必要だと考えております。改修をしていきますが、現在、バイオ関連施設には既に入居率が七、八割と、ほぼ満杯の状況です。今後さらに入居の可能性が高いものですから、そういったことを含めて、そこに入居させていくということでございます。

**○吉田勝廣委員** ある建物を買うという意味なのですか。今までは賃貸していたから、それを買って、その中に物を入れると。将来そのようなことをやっていくということですか。

**○上間司新産業振興課長** 繰り返しになりますが、県としては早急に施設を整備する必要があるということで、政策的に模索しているところでした。そういった中で、場所的にも有望だし、既にT T Cは御案内のように、組織の見直しの中で、ことしの7月の取締役会で、県を相手として売却したいという旨の決議がなされております。こういったことから、県としては、その建物を購入して、さらに有効活用が可能だと考えておまして、そういったことで使っていきます。

**○吉田勝廣委員** 要するに物件を買って、要するにT T Cも売りたいから、県がそれをやりたいということだったのですね。これはもう深く突っ込みませんけれども、今後の将来についてはいろいろ考えているわけですね。

**○上間司新産業振興課長** 状況から申しますと、例えばバイオベンチャー企業については、全国で沖縄は集積率が3位の状況であります。県では観光やI Tに次ぐ第3のリーディング産業の有望な一つと考えておまして、さらに最近では沖縄科学技術大学院大学が開学しました。あそこにはライフサイエンス分野の研究もあります。そういったことで、さらなる発展の可能性が期待できるということで、うるま市州崎地区にバイオ関連企業を集積させて、発展させていこうという計画があります。

○吉田勝廣委員　すごい夢だから頑張ってくださいと言いたいところだけれども、財政計画のようなものがありますよね。発展させるための財政計画をやって、次何を買ってニーズに応じてこうするかというものをやっておかないと一その見通しをまた後で聞かせてください。

次に、8ページの緊急地すべり対策事業費です。これは早急にやっていただいて、非常にいいことです。ここは国道58号線に最も近いところで、現在、沖縄総合事務局が国道の改修についてはいろいろと面倒を見ていて、国道については沖縄総合事務局、地すべりしているところについては県、村道については大宜味村、その上についてはまた県と、そのような連携プレーが重要なところで、また距離も長いですよね。その辺の対策を今後どうしていくのか。また、沖縄県と沖縄総合事務局と村の連携プレーについて聞かせてください。

○松田了海岸防災課副参事　今回、台風15号によって8月末に地すべり災害が発生しまして、その後9月上旬に国、県、市町村で協議を行い、各機関が最大限努力しまして、被害の復興と対策を実施していくということで決定しております。それに基づきまして、各機関において実施可能な事業を早急に導入するということから、今回土木建築部においても予算を計上させていただいたということです。今後、関係機関で連携しまして、早急に対策を実施していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員　これをやって後、今度は対策に入りますよね。地すべり対策をどうするかという財源的な措置がありますよね。沖縄総合事務局の持ち分とか沖縄県の持ち分とか、これは災害ですから100%補助ができるかどうかはありますが、その辺はどうですか。

○松田了海岸防災課副参事　この事業につきましては、県の内部でも土木建築部、農林水産部、それから大宜味村、国もございますので、より有利な条件での事業の採択等を、協議の上実施してまいりたいと考えております。

○吉田勝廣委員　大体の見通しはどうですか。この事業を入れてではないと、はっきりとはわからないと思うのだけれども、大体の流れはやらないと、そこに地域住民は住んでいるものですから。大体の流れで来年の9月までにとか、10月までに完成しますとかと言うと、希望が持てるわけです。大体の見通しがわかるので。この辺はどのような感じですか。

○松田了海岸防災課副参事 土木建築部の補助事業のメニューを使いますと、年度内で設計等の業務を実施して、年度明けに早急に事業に着手するというメニューになっております。他の部局で、より早急にできるというような状況がございましたら、協議の上、お互いの役割分担を決定していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 その他もいっぱいありますよね。大宜味村ではなくて、国頭村もあれば東村もあるので、この辺はやはり沖縄総合事務局も含めて、3者がきちんとした連絡体制をつくって、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

○松田了海岸防災課副参事 委員の御指摘のように、関係機関で連携しまして、早急な対策を実施していきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 次に9ページの都市計画事業費、沖縄振興公共投資交付金だけれども、例えば3億3000万円ありますね。沖縄県が持っている公共関係をそこに投入するのですか。

○砂川勝義都市計画・モノレール課副参事 この事業費につきましては、もともと社会資本整備総合交付金で対象として予算を組んでいたのですが、予算の編成後に、整備内容によって、県を經由して市町村に補助される沖縄振興公共投資交付金に予算の組みかえがなされております。そのため県を經由しますので、補正予算として上げさせてもらっております。

○吉田勝廣委員 そうすると、これは悪い表現で言うとトンネルになってしまうのですか。

○砂川勝義都市計画・モノレール課副参事 はい。

○吉田勝廣委員 41市町村ありますが、その対象になる市町村はどれぐらいですか。

○砂川勝義都市計画・モノレール課副参事 今回は10団体になります。

○吉田勝廣委員 次に交通安全施設費について、信号機の関係ですが、市町村から要望が多いですよね。最初の当初予算でも信号機をつくりますと。また今

度新たに11機ですか、これをつくりますと。先ほど仲田委員からも説明がありましたが、このような経費は一括交付金の要綱がありますよね。県も要綱があるし、国も要綱があると。警察庁にも要綱があって、その要綱に基づいて一括交付金を使うということですね。これは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて、一括交付金といえどもそういうことでしか活用できないということがあって、警察庁も一括交付金を使うに当たって、警察庁の要綱があって、それに基づく。そうすると当初予算でやったものと、一括交付金の警察庁の要綱に基づくものとは違うのですか。

○平松伸二交通規制課長 委員御指摘の交付金につきましては、沖縄振興公共投資交付金を活用しておりまして、先ほども申し上げましたが、警察庁長官が沖縄振興公共投資交付金交付要綱を策定して、整備に係る要件が定められております。その中で交付金の対象となる事業につきましては、円滑化対策事業となっております。交通安全施設等整備事業の推進に関する法律—これは警察庁と国土交通省の共同所管の法律になるのですが、この法律の第3条第1項に規定される特定交通安全施設等整備事業のうち、同法施行規則第1条第1項第4号に該当する道路—これは4号道路と呼んでおりますが、この区間について、この交付金が充てられるというようになっておりまして、当初予算で要求しているものよりは、若干対象が限定されております。

○吉田勝廣委員 4号道路というものは大体どのようなイメージですか。幅とか、交通量が多いとか。

○平松伸二交通規制課長 基本的には円滑化対策事業ですので、渋滞が発生しているところを円滑に通していきましようというような趣旨で、4号エリアを設定しまして、それを道路管理者、市町村の皆さん方と連携して、指定していくという形になります。

○吉田勝廣委員 最後に、総務部長、これから災害が起きますよね。災害も恐らく特別交付税で来るかと思うのだけれども、大体流れからいうと、例えば台風15号、16号、17号の台風災害が来たので、これを総括的に計算して、どこに持っていくのですか。

○川上好久総務部長 災害については農林水産部の関係、また土木建築部の関係それぞれ当初予算で、災害復旧対策費というものを大体30億円ぐらい、まず

枠として計上しております。実際に災害が起こったときに、その省庁の関係の査定官が来て、それを判断するわけです。それで復旧をして、国庫を充てる。そういう国庫の対象となる復旧対策費はそういう形で処理ができますし、そうでなければ県単で処理をします。県単の場合は起債をはめて、それについては一定の交付税措置があったりもします。それと、そのようなものの対象にならないものがあるわけです。例えば今回の台風17号では、沖縄コンベンションセンターのガラスが割れたとか、そういった庁舎のもの等は通常の修繕費で対応しながら、いずれにしても全体として交付事業関係は、災害復旧対策費で対応できるものはやっていきますし、そうでなければ後ほど県費でやります。それ以外のものについては既存の修繕費等で対応して、対応しきれない場合は予備費を充用する場合もあるし、それができない場合、あるいは全部使うわけにもいきませんので、やがて来る11月補正予算で対応するという流れになると思います。

○吉田勝廣委員 災害復旧対策費が30億円ついていて、それを超える場合が多いのではないかと思うのですが、査定官が来て査定しますよね。そして、今後各市町村に特別交付税として交付するわけですよね。県が直接交付を受ける部分は、県道とかいろいろあるけれども、県は30億円持っているから、その災害復旧対策費で対処できると。各市町村はその予算計上はしていないわけです。そうすると、早く査定されて特別交付税が出て、特別交付税は時間的な余裕がないものだから、予算の組みかえをしておいて、やるか、やらないかは市町村の頭を悩ますところです。そういうところは例えば査定があって、沖縄県もそうだけれど、そういう特別交付税の展開の仕方というか、流れというか、要するに農林水産省や国土交通省が査定に来た。査定してそれを認めた。認めた後交付しないとイケないでしょう。そうすると、そのお金の出し方です。災害は特別交付税ですよね。

○川上好久総務部長 対象事業について、やり方はそれぞれ異なるのですが、いわゆる公共事業—農林水産部とか土木建築部の公共施設については、これが補助の災害に当たるかどうかについては、査定官がやってきて、そこをそのような形で認めれば事業着手ができます。その際には既に当初予算で30億円程度の一定の枠が計上されていますから、それで執行していくことになります。足りなければもちろん補正もしますけれども。そして、補助対象外の県負担の災害もあるわけです。それは沖縄総合事務局が起債は交付税措置が出ますので、そこは認定をして実施をします。特別交付税は、年間を通して、豪雪とか豪雨、

台風とか、地域ごとの災害を見ながら年度ごとに年度末に一いわゆる特別交付税もルールがあって、ルール分と特殊事情分というものがあります。特殊事情を勘案して交付するわけです。そこは少し見えないのですが、これが大体3月ぐらいに交付されていきます。そういう流れです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今回の補正予算の19億円余りの財源内訳ですが、いわゆる通常の省庁分の補助財源と、一括交付金、基金、そして一般財源の割合を教えてください。

○川上好久総務部長 割合ではすぐに出せませんが、歳入内訳の3ページをざらんください。この中でいわゆる一括交付金の部分は沖縄振興特別推進交付金、この分だけです。その他のものをこの国庫補助金のその他の部分は各省庁からの補助金ということになります。割合がぱっと出せないものですから、そういう形になります。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から質疑を続けておくのでその間に割合を出すよう要望がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 2ページを見ると基金事業が結構大きいです。一番大きいのは基金事業ではないかと思うのですが、基金というものは多分主に国が経済対策で打ち出した平成21年度から平成23年度、東日本大震災で延長になって平成24年度とかいろいろあるのだけれど、主にそういったものですか。どうですか。

○川上好久総務部長 そのとおりです。

○渡久地修委員 これはもうほとんどが最終年度を迎えるのですか。

○川上好久総務部長 基金によって違いがあって、平成25年度まで続くものも、ごくわずかです。今年度で大体終わります。

○渡久地修委員 この基金の目的に沿って、一生懸命皆さん努力してきたと思うのですが、一つ一つの基金を聞いていると時間がないので、大まかに言ってその目的に沿った計画は進んでいると見ていますか。

○川上好久総務部長 平成24年度で終了するものについては、ほぼその基金の目的に沿って、今年度中で全て消化する予定としております。

○渡久地修委員 この基金が国から来て、積んで事業をやりましたよね。事業を執行できなかった残りはどうなりますか。

○川上好久総務部長 国のほうに返還することになります。

○渡久地修委員 国に返還するという、せっかくもらったのに返還するのはもったいないことだけれども、今度の補正で国に返還するものが幾らありますか。

○川上好久総務部長 4ページの3番目に医療施設耐震化臨時特例基金繰入金というものがございます。この分を返還するとなっております。4億9943万7000円です。

○渡久地修委員 このせっかくの約5億円の基金を返すという理由は何でしょうか。

○宮里治医務課班長 国に返還する基金は、医療施設耐震化臨時特例基金というものでありまして、基金造成時には4病院の耐震化を図る予定でありましたが、1病院のほうで事業を取り下げたためにそのための余剰金が発生したものであります。その後、基金の申込時まで新たな事業を予定する病院がなかったものですから、この病院の事業予定であった4億9943万7000円の余剰金が出たということで、これを返還するということになります。

○渡久地修委員 この基金は幾らという総額があって、これが沖縄に割り当てられて、それをいろいろなところで使うのか、あるいは申し込んだところの総額を国が出すのか、どちらですか。

○宮里治医務課班長 基金を造成するときに、まずは希望の医療機関を募って、当時4病院の申し込みがありましたので、この金額に基づいて基金を造成しました。

○渡久地修委員 4億9000万円とは非常に大きな金額だけれど、申し込んで国からお金もついたのに、途中でやめたという理由は何ですか。

○宮里治医務課班長 1病院が辞退したのですが、この基金の事業の執行が当初平成22年中に着手しなければならないということだったのですが、病院の事情により当期限までに着工ができないということで取り下げになったということです。

○渡久地修委員 病院の事情ということがあるのだけれど、こういったことは当初の皆さん方の査定というか、国に申請するときの十分な査定の不足のために起こったことではないのですか。それともやむを得ない事情ですか。避けられない事情だったのか、十分精査しないままやってしまったということか、どちらですか。

○宮里治医務課班長 我々としては調査した段階では確実にできるものだと思って、国のほうに基金の造成の申請をしたところです。

○渡久地修委員 こういったものは、いわゆる今後の他の基金事業とかがあった場合に、県民に与える影響とか、そういうマイナス影響とか出てきますか。全く出てこないですか。

○宮里治医務課班長 取り下げを行った病院については、期限内に着工ができなかったのですが、自分たちで既に耐震工事を行っております。特にそれについての影響はないものと考えております。

○渡久地修委員 それなら最初から申し込みしなければよかったのではないかと思うのですが、これはこれでおいておきますけれど。あと、5ページの地域グリーンニューディール基金も、聞くところによると2500万円を国に返還するということがあるらしいのですが、これはどうなのですか。

○知花寛環境政策課班長 この地域グリーンニューディール基金事業は、平成21年度から平成23年度の3年間の事業として認められた事業です。14億9000万円の事業なのですが、その事業は地球温暖化対策、廃棄物処理、海岸漂着物の処理という事業になっておりますけれども、東日本大震災がございまして、漂着物の事業については1年間延長されております。その漂着物の事業は今年度末までですので、その事業に関しては全額執行ということで今年度取り組んでいるわけがございます。平成23年度までの事業に関しましては、既に地球温暖化対策関連で1000万円余りの執行残、基金残。それとPCB一般廃棄物関連で約1000万円余り、合わせて2500万円余りの基金残となっております。この事業に関してはまだ返還はしておりませんが、ただ返還時期に関しては平成24年度限りに終わる漂着物関連のものも合わせて、平成25年度に返還することになっております。

○渡久地修委員 これもなぜ返還することになったのですか。

○知花寛環境政策課班長 地球温暖化対策の中で、県有施設の省エネとか公共施設—これは市町村も含むわけですが、公共施設の事業、民間住宅の遮熱関連の事業がありますけれども、その中で最も大きいのが市町村の施設に関して市町村から要望を受けまして交付するわけですが、その決定額が主に入札残—入札との差額で起こっております。実際に要望された事業はされておりますけれども、交付をする段階で差額がそれだけ生じているわけです。

○渡久地修委員 では、地域グリーンニューディール基金の返還というものは全部入札にかかわる残金、いわゆる事業を計画したけれども、先ほどみたいに取り下げとか、そういったものではなく入札残なのですね。

○知花寛環境政策課班長 一部、環境政策課に係る地球温暖化対策事業については、入札残になりますけれども、もう一点、環境整備課に係る分について、環境整備課に関しては担当からお願いしようと思います。

○渡久地修委員 金額的には、2500万円のうちの入札残というものは幾らなのですか。

○知花寛環境政策課班長 1000万円です。

○古謝隆環境整備課班長 環境整備課分で地域グリーンニューディール基金で残ったものは、PCB廃棄物にかかわるPCBの含有量の測定に関する補助事業でございます。これが600万円の予算に対して、実績が300万円ということで、300万円の残が生じていますけれども、当初見込んでいた補助金の単価に比べまして、実際の事業者のほうで契約した単価のほう下がったということで、主に節減に係るものです。もう一つ、不法投棄散乱ごみ、市町村監視事業に対する補助事業でございますが、これは予算額が2億2700万円に対して実績額が約2億2000万円ということで、700万円の補助金の残が生じております。これにつきましては入札残のほかに、実際の監視パトロールに要した人件費の残とか、そういったものがあります。主に端数でございます。

○渡久地修委員 基金—大きな経済対策でやられたのですが、ほかにもこういう返還というか、当然、節減でやったものとか入札残とかは問題になるものではないのだけれど、例えば執行ができなかったとか、いろいろな問題というのはほかにはないですか。

○川上好久総務部長 今、総務部で掌握している範囲においては、今回9月補正で計上した返還部分を除いては、各部局全額執行するというところで聞いております。そういう形で各部局に督励をしていきたいと思っております。

○渡久地修委員 先ほどのものは出ましたか。

○田端一雄財政課長 今回の補正額、歳入総額に占めるそれぞれの財源の割合であります。資料の2ページをごらんください。補正額19億5942万9000円に対して、国庫支出金6億8144万4000円—全体からすると34.8%となっております。ちなみに、この中に沖縄振興特別推進交付金が5億1943万8000円入っております。その割合は26.5%。それ以外の国庫支出金が1億6200万6000円ということで、8.3%ということになっております。それから、県債4860万円の割合は2.5%。それからその他の特定財源、7億5335万3000円の割合は38.4%。一般財源4億7603万2000円の割合は24.3%となっております。ちなみに、その他の特定財源7億5335万3000円のうちの7億2859万6000円が全て経済対策等の基金からの繰り入れとなっております。その割合については37.2%、それから諸収入で2475万7000円ありますけれども、これは国道58号線の拡幅に伴う嘉手納警察署の更新整備に伴う損失補償費となっております。その割合は1.3%となっております。

○渡久地修委員 基金が大きな割合でもあるので、ぜひ十分に使えるようにこれからもお願いします。全体的にもう一つ、一括交付金ですが、新しく始まって苦労していると思いますけれども、2回の補正、今度が前回よりも大きいのですか。制度がまだ確定しない中でスタートしたというか、いろいろあったと思うのですが、この補正にあらわれている、いわゆるスタート時の不十分さとか、あるいは不備だったものとか、結果あらわれているものとかありますか。

○川上好久総務部長 一括交付金の交付要綱は4月19日にできたわけですが、県は当初予算、5月補正を含めて、県計画の大きな基軸—強くしなやかな経済、離島振興とか、それから福祉とか医療とか教育とか、これまで特別調整費でもなかなかできなかった分野、ここもばんばん入れ込んで今残っているのが予算上は30数億円です。残りは公共用地の先行取得、基地跡地をやると方向づけしておりますので、沖縄振興計画の大きな施策体系に沿って、措置されてきていると見ております。

○渡久地修委員 この説明資料の予算計上で最初理解できなかったのが、9ページの公営住宅建設費がマイナス5億円ありますね。これは公営住宅を建設するものが、5億円も減ったらどうなるのかととても心配しました。予算計上のあり方、これはなぜマイナス計上になっているのですか。

○川上好久総務部長 基本的に一括交付金が2つに分かれているのは御承知のとおりだと思います。沖縄振興特別推進交付金が803億円、そして沖縄振興公共投資交付金が771億円です。いわゆる市町村に配っているのは、803億円のうちからソフト対象の部分で—ソフトといってもハードもできるわけですが、公共事業やらです。沖縄振興公共投資交付金というものは去年の自主戦略交付金を拡充したものです。17くらいの事業を各自治体で優先順位に応じてやることのできる。例えば771億円のうち道路が100億円だとか、あるいは農業基盤で50億円だとか、そして水道で50億円とかいろいろあるわけですが、それは県の判断で、極端な話771億円全て道路に充ててもいい、住宅に充ててもいいということですが、もちろんそれは市町村の事業ニーズとかいうものを勘案しないといけないわけですが、それを当初予算であらあら771億円については組んだわけですが、ところが事業実施をする段階で、いろいろな調整が出ます。ただ、その際には年度途中で771億円の範囲内で動かしていくという作業が今回出てきているということになっていますので、その前提で。

○渡久地修委員 では、部長この5億円はどうあらわれたのですか。

○眞榮平徹住宅課班長 沖縄振興公共投資交付金における公共住宅の整備事業については、1団地200戸未満の公営住宅に係る整備事業及び公的賃貸住宅家賃低廉化事業が主な対象事業となっております。しかし、当該対象事業が確定したのがことし4月の予算編成後のことでありましたので、平成24年度の県当初予算編成においては、市町村事業の全てが全部沖縄振興公共投資交付金だろうと想定して予算を組んでおりました。それで、200戸以上については沖縄振興公共投資交付金ではなくて、社会資本整備総合交付金で執行しなければならないということで、沖縄振興公共投資交付金についていた55億円を200戸以上の団地である社会資本整備総合交付金に持っていく作業が必要になってきたということになります。今回の補正については、沖縄振興公共投資交付金が減額となる一方で、減額相当分は社会資本整備総合交付金で増額するために市町村事業としては影響は生じていないということになります。

○渡久地修委員 要するに一括交付金でやったけれど、スタートしてみたら一括交付金ではないと、通常の国土交通省の予算だということで、一括交付金ではなくて国土交通省のものにつけかえたと。だから、そういったものが幾つか補正をやる段階で制度のスタートとかというものは出てきているのではないかと。こういうことがいつまでも続いてはいけないので、こういうことは早目に整理しないとイケないですねということをお願いしたかったのです。これは国土交通省予算のものは県の予算にはあらわれないわけですね。

○眞榮平徹住宅課班長 沖縄振興公共投資交付金については、県を經由して市町村に間接補助ということで県予算にのっかるのですが、社会資本整備総合交付金については、直接国の市町村に対する補助になっているものですから、県の予算には計上されないということで、見かけ上減額したように見えますが、逆に市町村は市町村でまた社会資本整備総合交付金ということでこれを国に対して交付申請をするということで、バーターされた形で事業量としては全然変わらないとなっております。

○渡久地修委員 要するに、マイナスになっても団地の建設は全然変わらないわけですね。だから、予算上マイナスにあらわれているから団地建設が相当ストップするのではないかとこのようにしか見えなくなるので、この辺の一括交

付金の制度スタートのときには十分気をつけないと、予算上はマイナスに見えてくるわけです。それと逆に5ページの男女共同参画行政推進費、宜野湾市に施設を補助すると。これも一括交付金らしいですね。これもそれから見ると、これを県がつくるのかと。いわゆる一括交付金の市町村分とか県分とかいろいろあるでしょう。最初から市町村分で振り分けておけばここに計上しなくても済む話なのかと思ったりするのですが、その辺は整理はどうなりますか。

**○仲村裕子平和・男女共同参画課班長** 今回、宜野湾に整備します男女共同参画整備事業ですが、こちらは中部圏域の拠点施設ということで県のほうから宜野湾市に補助するという事でやっております。事業主体は宜野湾市になります。

**○渡久地修委員** だから、宜野湾市の市町村分に最初から入れるということはどうできないのですか。入っているのですか。

**○仲村裕子平和・男女共同参画課班長** この辺は宜野湾市の一括交付金ではなくて、男女共同参画を推進するための中部圏域の拠点施設整備ということで、県が市町村に補助という形でやっております。

**○川上好久総務部長** これは経緯がありまして、従来の沖縄振興事業費の約200億円くらい、特別調整費が入っていたりですとか、産業振興の部分があったわけですけど、これがなくなって、言ってみれば803億円の沖縄振興特別交付金に行っているわけです。継続的にやっている事業、引き継ぐものが若干あるのですが、前の特別調整費でのスキームでやってきたものですから、県分から出していくということで宜野湾市と話をつけて、そういう処理になっているということです。

**○渡久地修委員** 新しくスタートしたばかりだから、そういったいわゆる予算計上上の問題もいろいろわかりにくところがあるので、その辺はぜひ丁寧にわかるようによろしくお願いします。次に個別の問題ですが、7ページの健康バイオ関連産業振興費、トロピカルテクノセンターを買うということなのですが、この株式会社トロピカルテクノセンターは県の第三セクターという位置づけですか。

**○上間司新産業振興課長** TTCは第三セクターであります。

○渡久地修委員 これは創立してから何年なるのか。そして、この間の果たしてきた役割はどうなのか。いわゆるつくったけれどももうまくいかなかったから県が買い取るのか、あるいは新聞で書かれたとおり役割が終わりつつあるという認識なのか。その辺を説明してください。

○上間司新産業振興課長 T T Cは平成2年10月に頭脳立地法に基づきまして、現在の中小企業基盤整備機構、あと県、沖縄市、県内の企業の出資によって設立された第三セクターであります。T T Cはこれまで沖縄の地域特性を最大限に生かした研究開発と事業の推進などによりまして、産業高度化のための総合的な支援を実施してきております。このようにT T Cは本県のバイオ産業の振興に大きな役割を果たしてきましたが、企業と大学、あるいは他の研究機関等とのネットワークが充実し、T T Cと同種の役割を担う企業等が増加してきました。このように設立当初の役割が大分縮小してきているという状況にあります。そのようなことから、今回施設売却を含めた取締役会での話があったということ聞いております。

○渡久地修委員 いずれにしても、役割は終えつつあるという認識は県も持っているということですか。

○上間司新産業振興課長 役割は縮小してきているということは認識しております。

○渡久地修委員 今度、これを売却したとします。T T Cは解散するのですか。

○上間司新産業振興課長 先ほど申し上げましたけれども、T T Cの解散につきましては、第三セクター—株式会社でありますので、御承知のように実務的には総会や取締役会、株主の同意を得まして会社自体が決めることではあります。取締役会の報告書の中では施設の売却は、当社の今後の存在意義、役割を見直すこととなり、解散をも含む抜本的な会社運営の見直しまで検討する必要があるということで会社のほうは取締役会で報告しております。

○渡久地修委員 県の意向は。

○上間司新産業振興課長 県としましては、これまでT T Cが設立した経緯な

ど密接にかかわってきておりますので、そういった経緯から今後もTTCと連携を図り、対応していこうと考えております。

○渡久地修委員 今度建物を買って、改修というお話を先ほどしていました。予算に2億3000万円計上していますが、買った後改修費が上がってくるのですか。

○上間司新産業振興課長 まず今はTTCの建物でありますので、県がもし予算が措置されまして不動産鑑定評価を入れまして、その価格で買い取った後は県の施設となります。ですので、次年度以降は県としましては公の施設ということでスイッチを考えております。

○渡久地修委員 改修費がかかってくるのかと聞いているのです。

○上間司新産業振興課長 吉田委員の質問にもありましたが、公の施設として企業のニーズに沿った使い勝手のよい、また効率のよい施設に改修することを考えております。

○渡久地修委員 幾らぐらいかかりますか。

○上間司新産業振興課長 当初予算がこれからでありますので、ただいま精査中であります。

○渡久地修委員 今度は機器の購入、バイオというものは相当大きな機材が必要だと思いますが、この機器の購入も検討するのですか。

○上間司新産業振興課長 現在、機器につきましては、実際にはインキュベーション施設として、県では同じうるま市の州崎地区に沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターというところがありまして、そこに機器等が設置されておりまして、県がもしTTCの施設を購入した場合、次年度以降は機器購入ではなくて、改修費として計上することを考えております。

○渡久地修委員 要するに建物を買って、建物を使い勝手のいいように改修して貸し出すと。県はもうそれ以上機械を投入したり、何億円という高価な機械を買ったりということはないということですか。

○上間司新産業振興課長 この2億3000万余りの予算計上は、簿価であります  
が、簿価というものは有形固定資産ということの価格でございます、そこには  
建物以外にも附属設備が入っております、そういった中で不動産鑑定を含  
めて、この予算の中に含めておりますので、今後改修については改めて機器を  
購入するということはありません。

○渡久地修委員 今のTTCですが、指定管理者で結構県のいろいろな指定管  
理を受けているのではないかと思います、これはどうなりますか。

○上間司新産業振興課長 実態としましては現在TTCは、先ほど申し上げま  
したインキュベーション施設と、あとIT津梁パークがございますが、この2  
つを指定管理として受けております。

○渡久地修委員 これは解散したらどうなりますか。

○上間司新産業振興課長 解散と申しますと、会社そのものがなくなるという  
ことと認識しております。解散しますと、TTCという会社がなくなりますの  
で、指定管理で手を挙げるとか、そういったことに関するものはありませんの  
で、ないのではないかと流れとしては考えられます。

○渡久地修委員 当然解散するから、新たに指定管理者を申請することはでき  
ない。現在やっているものはどうなるのか、またそれは県として新たに別の指  
定管理者を探すのかということです。

○上間司新産業振興課長 平成25年度から新たな指定管理になりますが、現在  
TTCが指定管理を受けているのは、先ほどのインキュベーション施設—沖縄  
健康バイオテクノロジー研究開発センターとIT津梁パークであります。です  
ので、解散となりますと倒産とか事実解散とかいろいろありますが、そういっ  
た観点から会社がなくなるというのは倒産のパターンなのですけれども、その  
まま自主解散となりますと、それは指定管理者というものは会社がある前提で  
手を挙げますので、挙げてさらにそれは第三者委員会で指定されますので、そ  
の中でやっていきます。

○渡久地修委員 現在受けているところの話を聞いているのです。

○上間司新産業振興課長 現在受けているところは今年度で3年間が終わりまして、改めて次年度の指定管理者を公募することとなっております。

○渡久地修委員 では、TTCが指定管理を受けているところは今年度で全部なくなるわけですね。指定管理を受けているのは。

○上間司新産業振興課長 なくなるというか、期限が切れるので、改めて募集するという形になります。

○山内末子委員長 休憩いたします。

休憩 午後0時1分

再開 午後1時22分

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 教育委員会、9ページ、先ほどもありましたけれども離島の高校生支援の教育指導費補助。これはいわゆる、国が半分、自治体が半分ということですね。国の予算というのはここにはあられないのですか。

○仲間靖県立学校教育課長 今回の補正予算は市町村が実施の主体となっていて、国が半分、市町村が半分という形になりました。それに対して県が市町村の2分の1を補助するという形になって、県単独のものでございます。

○渡久地修委員 この制度自体は国の制度ですよ。だから、国の予算—お金というものは県は通さないで直接行くのですか。

○仲間靖県立学校教育課長 この予算に関しましては、保護者へは国と県、市町村と合わせて、そして市町村を通じて支給されるという形になってございます。

○渡久地修委員 だから、国からの予算は直接市町村に行くのか、県を通して

行くのかということです。

○仲間靖県立学校教育課長 この事業は県を通さずに市町村に入っていくということでございます。

○渡久地修委員 先ほど国が半分、市町村が半分、この市町村の半分に対して県が半分補助するということなのですが、例えばこの半분을県立高校だからいわゆる半분을県が持つことは禁止されていないですよ。財源の問題ですが、やろうと思えばできるわけですよ。

○仲間靖県立学校教育課長 そのとおりです。

○渡久地修委員 本会議でもいろいろ出ているので、1人当たり年間15万ということは低いので、これから当然増額とか要求も出てくると思うので、その辺は次年度から県として増額していくことは考えていますか。

○仲間靖県立学校教育課長 国の動向を注視して、関係部局及び対象市町村と調整していきたいと思っております。

○渡久地修委員 これは国が半分、市町村半分、この半분을県が持てば市町村が持つ分をもっと上乘せして、結局子供たちにはもっとふえるわけだから、その辺の増額要求はやっておきたいと思えます。次に信号機ですが、従来毎年度17カ所から18カ所信号機を設置していましたが、これはぜひもっとふやしてほしいという要求がありましたが、今回11カ所ふやすということで、ことし合計何カ所やりますか。

○平松伸二交通規制課長 今回の補正予算では、新設信号機11機を要求させていただいております。今回の補正予算をお認めいただきますと、今年度の当初予算では18機ございますので、これと合わせまして今年度中に新設される信号機は29機ということになります。

○渡久地修委員 この29機ですが、今年度11機、新たに、これまでのペースで通常毎年17機から18機と。これはもっとふやすべきだという意見もありましたけれども、今年度11カ所ふやして29機と。次年度以降はまた十七、八機に戻るのですか。それとも次年度以降、今年度の29機あるいはそれ以上というものは

維持していくのですか。

○平松伸二交通規制課長 県 警察としましては、県民の皆様方からの設置要望、今後の新設道路等の状況もございまして、交通状況が変化していくということも考えますと、今29機と申し上げましたけれども、来年度以降も適切に対応してまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 適切に対処するとはどういうことですか。

○平松伸二交通規制課長 今年度中は29機ということですが、警察としましては来年度以降もそれくらいの機数は必要だと考えております。

○渡久地修委員 来年度以降も最低29機、あるいはそれ以上は警察としてはぜひ要求して頑張っていきたいということですよね。

○平松伸二交通規制課長 はい。

○渡久地修委員 ぜひ頑張ってください。信号機との関係で、台風17号で信号機が相当ストップして交通混雑が起りましたが、この台風で信号機が倒壊した、あるいは停電で使えなくなったというものは何カ所ありますか。信号機イコール交差点とみてもいいのですかね。

○平松伸二交通規制課長 まず、被害状況について申し上げます。今回の台風17号による被害状況についてでございますが、県内の全信号機の36.9%に当たります754機に何らかの障害、被害が発生しております。主な内訳としましては、信号柱の倒壊が2機、信号機の滅灯が436機となっております。次に復旧状況でございますが、昨日現在倒壊した2機のうち1機、滅灯した436機の約9割に当たります396機が復旧しております。

○渡久地修委員 この信号機が停電、あるいは倒壊したという点での交通の渋滞、交通障害はどのような状況でしたか。

○平松伸二交通規制課長 信号機が滅灯した場合には、当然円滑な交通というものが難しいということになりますので、警察官の手信号によりまして交通整理を行うということにしています。今回の台風被害で滅灯した交差点が多数ご

ございましたけれども、交通状況を勘案しながら必要に応じて手信号による交通整理を実施したと報告を受けております。

**○渡久地修委員** これまで東日本大震災の被災地に行って、信号機とか全部だめになって、全国から応援にきた警察官が手信号でやっている場面に会いまして、県議会でもあれ以降何度も取り上げてきて、この前、ことしの予算特別委員会でも手信号の訓練をしないと大変だと言ったときに、皆さん方は特に若い警察官を中心にして手信号の訓練を行うという答弁をしておりましたが、この2月以降こういった訓練をして、今度の台風での信号が使えなくなったという点で生かされたかどうかお聞かせください。

**○平松伸二交通規制課長** 委員の御指摘の訓練につきまして、昨年6月手信号による交通整理等の訓練を内容としました交差点活動実践塾と題しまして実施したところでございます。この訓練につきましては、東日本大震災による被害を教訓としまして実施したものでございまして、これによりましてこれまで警察官の意識として手信号に対する意識が高まったと思っております。この訓練を受けた警察官が、各警察署に戻りまして実践塾に参加していない警察官にも知識や技術を伝達したと聞いております。ですので、このような訓練の成果が今回の台風の交通整理にも生かされたものと承知しております。

**○渡久地修委員** この信号の問題、今度の台風は予想以上の停電で相当信号灯も被害を受けていますので、最近は大規模台風がどんどん来るようになっていきますので、これからも予想されますのでその辺はよろしくお願ひします。次に刑事企画費についてお願ひします。今度の刑事企画費、取り調べ録音、あるいは録画機器等を各警察署に配備するということなのですが、現在幾つの警察署に幾つ配置されていて、その実績がどうなっているか教えてください。

**○知花幸順刑事企画課参事官** 現在、県警に5台配置されておまして、そのうち2台が宮古島、八重山の離島署、3台が本部で管轄しておまして、沖縄本島内の12警察署で運用しております。実績につきましては、昭和21年からこの制度が行われまして、現在までで21回実施しております。ことしに入っては13回行っております。

**○渡久地修委員** これは、いわゆる取り調べの可視化ということですよ。ぜひ今の国民的な要求というもので、今度の予算で何台設置して、これで全ての

警察署に設置されるのかどうなのか。何台予定していますか。

○知花幸順刑事企画課参事官 今回10台を要求しております。そうすると手持ちの5台と10台で15台で、14警察署に各1台、1台は警察本部に置く予定でございます。

○渡久地修委員 そうすると、これはもう必要最低限というか、いわゆる取り調べ可視化に関しては、今度の10台入れれば警察としては十分これで必要台数は確保できるということで理解してよろしいですか。

○知花幸順刑事企画課参事官 過去の実施件数を踏まえますと、全国的な目標として各警察署—全国の警察署は1000ほどあるのですが、各警察署に1台入れるよう各県で取り組んでおりまして、うちも15台ということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回補正予算で19億円—先ほど渡久地委員からもあったのですが、約40億円の残があるということで、沖縄振興特別推進交付金に関して、執行率からするとどれぐらいになっているのですか。

○川上好久総務部長 今、各部局にどのような状況か照会している最中で、現時点で取りまとめている数字はないです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から、予算を振り分けたものに対する執行率を答弁するよう確認があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。  
川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 500億円の予算のうち、当初予算で377億円、5月補正予算で80億円、今回5億1000万円計上しまして、おおむね今、463億円計上することになります。未計上分が37億2372万3000円という形になります。

○**當間盛夫委員** 当初予算で、農林水産物流通条件不利性解消事業で流通コストの分で36億円ぐらい組まれていましたよね。ところが実施がおくれているということで、今19億円かそれぐらいの金額に減っているのだけれども、この差の部分というのはどのような振り分け方になっているのですか。

○**川上好久総務部長** 今申し上げたのは予算計上額で、予算上の差し引きで37億円ということですがけれども、実際に予算計上をして、内閣府との調整がおくられて、実施期間が短くなって、予算が少し小さくなったものがございます。今指摘の農林水産部の流通コストの部分もそれがあまして、その部分は年度後半において、ほかのものもひよっとしたら出てくるかもしれませんので、それを取りまとめて、ほかの事業、もしくは今一番大きな事業として考えているのは基地跡地の公共用地の基金をつくる予定です。その中に入れていこうかと考えております。

○**當間盛夫委員** それともう一つ、今回も公共投資の部分があって、信号機や下水道のものがあるのですが、これは100%振り分けられているのか、内諾というのか一予算的な振り分けはどうなっていますか。

○**川上好久総務部長** 当初予算では771億円全て計上しまして、これで若干事業間の入り繰りと、先ほど住宅の話がありましたけれども、その他の当初補助との入り繰りで動きがあるわけですがけれども、基本的には沖縄振興公共投資交付金というものは、それを振り分けてしまうと、道路は道路の国土交通省の交付要綱に従っていますので、そこは認めるというよりは、それに従って粛々とやっていく感じになります。

○**當間盛夫委員** 今度の信号機の部分も、沖縄振興公共投資交付金から出ていますよね。平成23年度のものからしたら、信号設置も社会資本整備のものにできるということがあるわけですよね。これもその一環でその分の金額が、県債が3200万円の積みがあるし、国庫支出金は2200万円でしかない。この割合といいますか、沖縄振興公共投資交付金でやっているのに、基本的には国庫のものは少ないですよね。どうしてこのような割合になっているのですか。

○**川上好久総務部長** これは、沖縄振興公共投資交付金として771億円あるのですが、17の事業がこの中に組み込まれているわけです。道路であったり公園

であったり水道であったり、今の交通安全施設もその中に入っているわけです。この771億円という国庫を活用するときに、道路だと10分の9の補助率でできるわけです。裏負担は10%。公園だと2分の1の裏負担でできます。ここで出てくる交通安全施設費は恐らく補助率が2分の1になろうかと思えます。

○**當間盛夫委員** これからすると2分の1にもなっていないですね。

○**川上好久総務部長** 基本的には2分の1だそうです。補助単価を超える部分があって、その分を一般財源で少し補填をして、ふえているということです。

○**當間盛夫委員** わかったようで、わからない部分があるのですが。今度の沖縄振興特別推進交付金で活用する事業の交通運輸対策費、LCC専用ターミナルのバス運行に要する経費について。今の貨物ターミナルを使ってLCCをやろうと。何社あるのですか。

○**玉城恒美交通政策課長** 那覇空港に就航している格安航空会社—LCCは、現在は2便です。1社は日本航空株式会社—JAL系のジェットスタージャパン、1社は全日本空輸株式会社—ANA系のエアアジアジャパンの2社です。今月中旬から、さらにANA系のピーチというところが就航していきます。沖縄に就航するLCCは3社になります。

○**當間盛夫委員** その3社がこの建物を使うということになるのですか。

○**玉城恒美交通政策課長** 今、その事業主体は那覇空港貨物ターミナル株式会社—NACTが管理しているのですが、そちらからの報告では2社が利用するというのを聞いております。

○**當間盛夫委員** よくわからないのが、なぜ貨物ターミナルを使うのかという話です。結局あそこは国際貨物のハブにしようということで、あの建物を貨物の分で作ったはずなのに、なぜそういう形の使い方ができるのかということと、あいているから使うのかどちらですか。

○**玉城恒美交通政策課長** 冒頭御説明をさせていただいたほうが、委員の皆様にご理解いただけたかと思えます。こちらの5ページのほうにも貨物ターミナルビルの施設内に旅客ターミナルを設置すると書いてございますけれども、本

来ですと委員おっしゃるように、貨物ターミナルビルは貨物専用であって、旅客ターミナルビルは旅客というところが本来の利用のあり方だと思います。なぜそういうことになったかと申し上げますと、現在的那覇空港の旅客ターミナルビルのキャパシティーは、1300万人を想定してつくってございます。現状で既に1400万を超えておりますのが1つ。それと、旅客ターミナルビルの3階にチェックインカウンターがございまして、左側にJALグループのチェックインカウンター、右側に全日空系のチェックインカウンターがございまして、今はそれぞれの会社の都合もございまして、ANAのほうが利用者のほうが多い状況です。全体も1300万のキャパシティーに対して1400万とふえていると。加えて全日空系の旅客者のほうが多くなっておりまして、全日空系のチェックインカウンターがほぼいっぱい状態になっております。ことしからLCCがどんどん就航してくるという状況の中で、那覇空港の現状の全日空のチェックインカウンターで、さらにLCCのお客さんまで入ってしまうとさらに混雑がひどくなって、今のお客さんに御迷惑をおかけするという事で、全日空のほうから県のほうに相談がございました。当分の間、暫定的に貨物ターミナルビルの一部を活用させてもらって、そこにLCCの専用のターミナルを設置したいという相談がございました。県では航空局のほうにそれを確認したところ、航空局としては那覇空港の混雑の状況を航空局のほうがよく把握しておりまして、1つは乗客の安全を確保できるということ。それからもう一つは、建物の所有者であるNACT—貨物ターミナルビルに、事業主体として安全面の確認をしてからという形であれば前向きに検討しましょうという航空局の回答がございました。県ではNACTと相談をしたところ、沖縄県の観光振興の一環として協力できるのであれば協力しようということで、了解をいただきました。面積は、全日空の貨物上屋は3万5000平米でございます。今回LCCは3000平米で10%弱の面積で設置したいということで、全日空とも意見交換する中で当分の間それであれば貨物の事業にも大きな影響を与えないで済むと。それと、LCCの旅客のほうの対応も可能だということで、県としてはそういう方向で進めてきたというところでございます。

○當間盛夫委員 では、これはJAL系でも使おうと思ったら使えるのですか。

○玉城恒美交通政策課長 それは航空局、県もそこはパブリックなスペースなので両方とも使えるような形でということで、用意はしております。

○當間盛夫委員 本来貨物で沖縄から県産含めて、そういったものを使ってや

ろうとしてなかなか物が集まらないと。余ったからそういう形の使い方をするというやり方は強引だという思いはするし、こういう格安航空がこれから広がってくるということであれば、関西国際空港でも格安航空のプレハブのような形で、ブリッジもつくりませんで歩き回れるような形のものをつくろうとしています。そういうことで格安航空に対応できるような部分を検討するようにしないと、表には国際物流ハブが大々的に宣伝はしておきながら、実は中身は空っぽですと。だから、こういう形で使いますというあり方は決してよくないはずでしょうから、その辺は皆さんも中身を検討してやってもらいたい。あと、この循環バスに対する経費というものは、バスを買ってあげるのですか。

**○玉城恒美交通政策課長** 先ほどの御意見についてですが、決して貨物ターミナルビルが余っているからということではございません。今でも使っています。ただ他方で、旅客のLCCがどんどん就航するという中で沖縄県としてはLCCの需要を取りこぼさないように一そこがボトルネックとなってLCCのお客さんが十分でなくなるということを守るために、そういう施策をとったということをお理解いただければと思います。将来的にはLCCは日本の空の2割から3割シェアを占めていくと言われておりますので、観光立県である沖縄で2割から3割のシェアを十分に取込みないということは、将来の観光産業にも必ずしもいい影響はないと考えておまして、そちらは県としてもできるだけ対応できるようなことを考えたということが1つでございます。それによって、貨物の本来の機能を損なってしまったら困るということは、県としても当然全日空のハブ事業も全面的に推進していく立場でございますので、そちらのほうも懸念がないようにということも重々考えております。今、隣の旧自由貿易地域のほうに3号棟ロジスティックセンターを整備して、今年度、来年度にかけて新たにロジスティックセンターを整備していくということで、そちらの物流関連のキャパシティについても十分対応できるような施策を推進しているということについても御理解いただければと思います。今御質疑のバスの件でございますが、買うことではなく、県から事業主体であるNACTに委託して、そこがバスを巡回—現在の旅客ターミナルビル、それから国際線ターミナルビルとNACTの貨物ターミナルビルを巡回させていくというバスを運営していくための費用として、委託費を出していくということでございます。

**○當間盛夫委員** わかりました。きちんとすみ分けをしっかりとやってください。

次に、社会体育施設等管理運営費—スポーツアイランド。県立武道館の空調

システムは別にして、このスポーツアイランド沖縄構想を実現するための拠点会館の整備と。初めて聞いたような感じがしますが、教えてください。

○村山剛スポーツ振興課長 社会体育施設等管理運営費の補正ですが、この1628万円のうちスポーツアイランド拠点会館の整備のための補助金として928万円を計上しております。スポーツアイランド拠点会館を整備するための沖縄県体育協会に対する補助なのですが、少し説明させていただきます。沖縄21世紀ビジョン基本計画ではスポーツアイランド沖縄を形成するとうたっておりますけれども、これを実現するためには生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、それとスポーツツーリズムとスポーツコンベンションの振興の3つの分野を一体的に推進する拠点会館というものが必要であると考えておりました、沖縄県体育協会が行いますスポーツアイランド拠点会館一仮称でございますが、この整備に向けた基本計画や敷地の土質調査などを補助するものであります。

○當間盛夫委員 では基本計画、その地質の調査ということであればどこにくるということはもう決めているわけですね。場所はどこですか。

○村山剛スポーツ振興課長 奥武山公園内の沖縄県体育協会の施設を取り壊しまして、新しくスポーツアイランド拠点会館として再築しようと考えております。

○當間盛夫委員 今の沖縄県体育協会にボクシングのトレーニング施設があるけれども、それも一緒に併設しての構想にしているのですか。

○村山剛スポーツ振興課長 そうではありません。敷地が約2300平米ありまして、そのうちのボクシングジムも体育協会の施設の一部ですが、ボクシングジムはまだそんなに老朽化しておりませんので、それを残しまして2300平米のうちのボクシングジムが使われているうちの300平米を除いて、約2000平米の敷地に拠点会館を建築しようと考えております。

○當間盛夫委員 わかりました。台風の方で、今度土木建築部のほうで地すべりだとか公安委員会の台風被害の15号のものが出ていますが、大ざっぱに皆さんが把握している分で台風15号、16号、17号という形で襲来しているのですが、大型だと言われながら被害的には15号含めて16号、17号は結構被害出ましたので、この3つの被害状況を金額等把握しておりますか。

○川上好久総務部長 台風16号を取りまとめて、場合によっては9月補正で追加提案が必要かということで調査をしていたのですが、そのときで3億余りの数字が出ておりました。それは既決予算で対応することにしてはしまして、今回は規模が大きいので、きょうも災害対策本部があったのですけれども、各部局早目に被害対応額を調査して、既決予算でやれるものはやれる、できない場合には予備費の充用か、もしくは11月補正で対応できるようにと指示をしている最中です。

○當間盛夫委員 台風17号のほうは農産物だけでも10何億という形で報道もされていまして、それからすると11月補正を組まないとなかなか対応が困るのかということもあるはずでしょうから、しっかりと対応してもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 最初に防災対策費の1000万円ですが、この前台風17号、あるいは15号だったか、那覇、浦添は防災エリア情報というものが、携帯にいろいろな注意情報が入ります。今回の防災対策費で、全県的に防災情報システムが改修されるならいいと思っているのですが、この事業の効果はどこまでを想定しているのですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 今回の補正で上げております事業につきましては、現行の防災無線を2つの事業で改修するというございまして、1つ目は気象庁の津波警報情報分改善に伴う改修と。内容につきましては、気象庁の発表する津波警報の情報分が平成25年3月から改正されるということになっておりますので、その情報分を受信できるようにするというございまして必要な改修を行うというものでございまして、もう一点は、Jアラート—エリアメール連携システムの構築を図るというものでございまして、Jアラートから発信される緊急情報を瞬時に住民及び観光客に対して伝達するために、Jアラートで受信した情報を携帯電話各社、NTTドコモ、au、ソフトバンクの緊急速報メールサービスへ送信するというございまして、県民に一斉に情報を発信するというございまして整備するものでございまして。

○高嶺善伸委員 大変期待できる改修事業だと思っております。観光客も多いですし、離島もあるわけですので、今のJアラートの末端情報が瞬時に携帯電話事業者と協力して自動切りかえで配信できるわけですね。そういう意味で、イメージとしては結果的には携帯電話にどういう形で配信されることになりませんか。

○漢那宗善防災危機管理課長 Jアラートから送ったものをエリアメール用のデータを生成するシステムに入れまして、それを各携帯会社のセンターに送信しまして、そこから県民に一斉に送信されるということでございます。システムを連携しまして、各携帯電話会社のほうから地域へ配信をするということです。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高嶺委員から、もう少し防災情報の伝達についてわかりやすく説明するよう要望がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

漢那宗善防災危機管理課長。

○漢那宗善防災危機管理課長 情報としましては、気象情報、緊急情報ですので地震情報、津波警報、あるいは消防庁、気象庁の緊急情報が強制的に県民に一斉に配信されるということです。

○高嶺善伸委員 次に9ページの教育指導費補助—教育委員会ですが、重複しないようにお聞きしますが、平成24年度予算も対象市町村の半分は当初予算計上、残りが補正予算ということになりました。やはり高校生を持つ親、特に高等学校のない離島の仕送り、就学支援については早目に情報を提供することが、所在市町村にとっても、児童生徒の支援、今後の後継者育成など、いろいろな支援につながっていく情報発信ができるわけです。今回、補正で4分の1を補助するというを出したことも高く評価します。それで、これは来年も継続できるという情報ですので、教育委員会から聞くと概算要求で今の15万円が24万円に増額されると。既にそういう情報は入っているわけですから、だとしたら同じように4分の1は県が補助しますから、各所在市町村もそのように当初予算でやってくださいと、県もやりますというくらいのタイアップした情報が

必要ではないかと思いますが、その辺はどうですか。

○**仲間靖県立学校教育課長** 国の概算要求で、1人当たり15万円を24万円にするという形のを承知しております。今後、国の動向も見据えて関係部局と調整してまいりたいと思っております。

○**高嶺善伸委員** 国の動向はもう予算成立するだけだから、年間24万円に増額するという概算要求が出ているのだから、沖縄県も4分の1やりますという、今度は県が対応を示すことによって関連市町村もまた生徒や保護者も、平成25年度はこうだという形で期待もできるわけです。国の動向は決まっているわけだから、それに対応して僻地児童生徒援助費の補助、へき地教育振興法関連でしょう。だから、国の枠組みが決まったら県の対応姿勢を示しておくことが今回の補正予算で次年度につなぐ県の方針を示すことになると思うのですけれど。

○**仲間靖県立学校教育課長** 早急に関係部局と調整してまいりたいと思っております。

○**高嶺善伸委員** 次に5ページの環境整備企画費、地域グリーンニューディール基金なのですが、これまでこの基金を使って15億円くらいの事業をやってきたわけですが、平成24年度で終わると。しかし、特に海岸漂着物処理事業などについては、ずっと繰り返す懸案の事項なのです。そういう意味で10分の10事業ですから、継続して海岸漂着物処理事業については、海岸管理者が適切に管理できるような事業を国と相談してやっていく必要があるのではないかと思います。だから今回の補正予算を見て感じたのは、次年度に向けてどういう取り組みにつなぐかということで、基金を取り潰したから終わりということではなく、次の展望はどう考えているか聞かせてください。

○**新垣博環境整備課班長** 今のことについてなのですがけれども、確かに地域グリーンニューディール基金は今年度で終わりということになっています。ごみは毎年繰り返し漂着してくるということで、継続した取り組みが必要であるということなので、地域グリーンニューディール基金終了後の対策については、県では全国知事会などを通して、新たな財政支援制度の創設等を要望しているところであります。9月に公表された平成25年度環境省、概算要求において新海岸漂着物処理事業費補助金を要求しているということですので、今後の動向

を踏まえながら市町村あるいはボランティア団体と連携して、引き続き漂着ごみ対策に取り組んでいきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 そのとき、海岸線の状況を一番把握しているのはむしろ所在市町村ではないかという気がするのです。だから、ボランティアも含めて海岸の保全には地元の協力を得てきておりますので、従来、業者に委託して回収させていたのですけれども、今度の新しい事業はできたら市町村に委託しながら、市町村が主体的に廃棄物の処理といいますか、海岸漂着物の回収の事業に取り組めるような仕組みはできないですか。

○新垣博環境整備課班長 この回収ということについては、海岸管理者が行うことになっておりまして、県では海岸管理者は土木建築部と農林水産部と。一部市町村一恩納村、渡嘉敷村ありますが、各5つ一北部、中部、南部、宮古、八重山、それぞれ農林水産部と土木建築部がございまして、そちらのほうで分任をいたしまして、回収事業を行っているというところでございます。実際に回収事業を行う海岸防災課がおりますので、その方に。

○松田了海岸防災課副参事 今の漂着ごみの回収処理の件につきましては、環境生活部のほうで予算を取っていただいたものにつきまして、土木建築部あるいは農林水産部のほうが、いわゆる海岸管理者として事業を執行しております。土木建築部におきましては、各土木事務所のほうで事業の執行をしております。高嶺委員の御指摘のように、例えば北部土木事務所におきましては地元の市町村と連携しまして、市町村に委託する形で市町村のほうで回収するという手法をとっている事務所もございます。それ以外の土木事務所におきましては、業者への入札という形で処理を行っておりますけれども、今後市町村の協力も得て、市町村も連携した形で回収するということについて検討を進めてまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、平成24年第3回議会乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例について審査を行います。

なお、本議案につきましては、6月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 それでは、別添の資料1をごらんください。

総務部が平成24年第3回定例会に提出し、継続審査となっている乙第1号議案沖縄県知事の給与の特例に関する条例についてですが、前定例会以降の新しい事実はございませんので、説明を省略させていただきます。

乙第1号議案については、以上でございます。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、平成24年第3回議会乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成24年第3回議会乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 与野党議案説明会でお配りしました資料、平成24年第5回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。34ページをごらんください。

乙第20号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命について説明いたします。

この議案は、沖縄県収用委員会委員7人のうち1人が、平成24年10月26日で辞職するほか、予備委員2人が平成24年10月26日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

収用委員会委員は、土地収用法第52条第3項の規定により、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正に判断できる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命するものであります。

収用委員として御提案いたしました宮城和宏氏は、大学教授として経済学の研究や指導に取り組み、経済に関しすぐれた経験と知識を有しております。

また、予備委員として御提案いたしました友利聖子氏は、弁護士として法曹界で活躍され、法律に関しすぐれた経験と知識を有しており、大嶺克成氏は不動産鑑定士の資格を有して、経済に関しすぐれた経験と知識を有していることから、収用委員会委員及び予備委員として適任でありますので、議会の同意を得まして任命いたしたいと考えております。

以上、乙第20号議案の説明をいたしました。

御審査をお願いします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 今ちょうど軍用地の契約が20年、ことし5月14日に期限がきて再契約、あるいは再契約しないということがあって、今度、防衛省はある意味では強制収用という手続をとっていると思いますけれども、そういう意味で収用委員会の役割は重要だと思っているのです。現在、収用委員会がいわゆる契約をしていない地主に収用するための手続を大体何件くらいやっているのか、お伺いしたい。

○大城勝用地課班長 現在手続中の駐留軍用地使用裁決申請についてお答えいたします。平成24年9月末現在、沖縄防衛局長から申請があります駐留軍用地使用裁決申請等事件の概要ですが、奥間レストセンター等16施設について、申請件数は22件、土地所有者は109人、土地の筆数205筆、面積約31万1555平方メートルであります。

○吉田勝廣委員 要するに今沖縄防衛局が、強制収用するための手続を収用委員会に提出しているのが109名ということで理解していいのですか。

○大城勝用地課班長 そのとおりです。

○吉田勝廣委員 その面積が31万1555平方メートル。

○大城勝用地課班長 そのとおりです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情第84号外2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

川上好久総務部長。

○川上好久総務部長 ただいま議題となりました総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説

明します。

資料2枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続3件、新規なしとなっております。

陳情平成24年第84号地方自治体で働く非正規職員の均等待遇を求める陳情の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

陳情平成24年第85号社会保障の充実を求める陳情につきましては経過・処理方針に変更部分がございますので、御説明いたします。

陳情平成24年第126号消費税率の引き上げに反対する陳情も経過・処理方針に変更がありますが、消費税関連の陳情であり、これから説明する第85号と経過・処理方針等の変更内容が同じでありますので説明を省略いたします。

陳情第85号社会保障の充実を求める陳情について、変更部分を説明いたします。

平成24年8月に社会保障と税一体改革関連法が成立しましたが、県としては、今後も引き続き、低所得者対策などの検討事項について、政府の対応を注視してまいりたいと考えております。

以上、総務部所管の陳情について説明を終わります。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第1号議案沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 それでは、乙第1号議案の御説明をいたします。

資料の平成24年第5回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

1 ページをお開きください。

乙第1号議案沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

本議案は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、同法に関する県条例の内容を改正するものであります。

具体的な内容につきましては、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから知事が任命する者を加えるとされたことから、委員に関する規定を整備するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この自主防災組織というものは、どういうところを指しているのですか。

○又吉進知事公室長 例えば県内で言いますと、県が想定しておりますのは、女性防火クラブとか、女性防火クラブ連絡協議会といったものを想定しております。

○**當間盛夫委員** 地域に消防団がありますね。あれはこの自主防災組織ではないのですか。

○**又吉進知事公室長** 消防団の位置づけといわゆる自主防災組織というものは、消防団というものは消防組織の中の位置づけなのですが、これは自主的に防災を考える組織ということで、消防団とは区分けされております。

○**當間盛夫委員** もう一つ、この学識経験のある者というのは、誰がどう判断するのですか。どういう学識経験という話になるのですか。

○**又吉進知事公室長** 特に基準がどういった分野ということは明記はされていないのですが、これは例えば大学でそういったことを専門に研究をされているとか、あるいはそういう職種を経験された方とか、そういった方を念頭においております。

○**當間盛夫委員** 全体的な話になってくると思いますが、都道府県防災会議にこういう形で自主防災だとかを加えるということであれば、沖縄県のそういう災害だとかを含めての自主防災組織という、全国で大体これくらいはつくってくれという基準があって、では沖縄はどのくらいになっているのかという目安がありますか。

○**又吉進知事公室長** 特に目安がどれくらいということではないのですが、沖縄県は極めて自主防災組織の組織率が低いのです。いろいろ要因が挙げられているのですが、歴史的に沖縄戦の影響もありますけれども、そういう集落の形成とかそういう形で昔のような、本土のような寄り合いというか、そういったものがなかなかできにくかったということが指摘されております。いずれにせよ、自主防災組織の組織率は低いと言われております。

○**當間盛夫委員** これを皆さんどういって形で構築しようとしているのか、例えば県内にも自治会がないわけではないし、自治会組織というものもつくられている中で、なかなか自治会が防災までということになっているかというところでもない。予算的な話になるのか。皆さんが自主防災組織をどのような形で構築しようとしているかというものはありますか。

○又吉進知事公室長 沖縄の自主防災組織は、全国のいわゆる組織率ということになりますと平均で75.6%。どの自治体にもあるのですけれども、沖縄の場合は8.9%で極めて低いのです。したがって、そういうものが防災のために必要だと思っております、何とか自主防災組織を組織させて、例えば自治会に働きかけるとか、青年団に啓発するといった形で今進めております。昨年10月には、自主防災組織リーダー研修会を沖縄県立糸満青少年の家でやりまして、やはり自発的に地域の自治会であるとか、そういったところが防災に目を向けていただけるような取り組みを県も支援していくという形で現時点では考えております。

○當間盛夫委員 県が呼びかけて云々というよりは、やはり市町村が主体になってその自治体という形をとらないといけないはずなのです。今言っているのは、県が各自治体に投げているわけではないですよ。各市町村とそういったものを連携してやっているのですか。どうなのですか。

○又吉進知事公室長 折に触れて市町村に働きかけて、その結成について取り組んでもらえないかということで呼びかけてはいるところです。その呼びかけはそれぞれ消防を通じてそういうことをしているわけなのですが。沖縄では、いわゆるユイマールといったものがありますので、そういった形が自主防災組織という一つの形になるようにやっていただけないかということで、市町村には働きかけているところです。

○當間盛夫委員 3・11でいつそういう災害が沖縄で……、また沖縄は台風被害も多いところでもあるはずでしょうから、そういった面ではただ文書だけだとかということではなくて、こういう基礎のそういった分をしっかりとつくっていくのだということがないと、何かこういうものだけという形にならないように、ぜひ見えるような形で対応よろしく申し上げます。これは提言でいいのです。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 沖縄県防災会議と沖縄県災害対策本部、簡潔に中身をお願いします。

○又吉進知事公室長 それぞれ条例が根拠になっておりまして、まず防災会議につきましても、県条例第51号という沖縄県防災会議条例—昭和48年にできているのですが、知事の部内の職員のうちから任命される委員、市町村長及び消防機関の長のうちといった形で、沖縄県防災会議を県、さらに指定公共機関等から結成することになっております。これが根拠です。それから、災害対策本部につきましても沖縄県庁内の組織でございまして、これは条例—沖縄県災害対策本部条例といったものでそれを根拠にしてつくられているわけでございます。

○渡久地修委員 その組織を聞いたかったのではなくて、いわゆる防災会議というものは地域防災計画を議論してつくるところだと思いますが、どうですか。それと、災害対策本部というものは、それを受けて実際いざ災害が起こったときに指揮をとるといった感じだと理解しているのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 委員の御指摘のとおりです。中央防災会議は都道府県の地域防災計画を作成するというものです。災害対策本部というものは、実際に災害が起きたときにその対処を議論するというものです。

○渡久地修委員 直近で沖縄県災害対策本部というものはいつ設置されましたか。一番直近で。

○又吉進知事公室長 災害ごとに設置することになっておりまして、直近の台風17号の設置が9月28日から10月5日までということになっております。

○渡久地修委員 今度の条例で、自主防災組織並びに学識経験のある者を任命するという事なのだけれど、防災会議についてはいいのだけれど、いわゆる県庁内の沖縄県災害対策本部にもこういう自主防災組織の人たちも入れて、台風17号とかそういったときには、この人たちは本部が設置されたときにはそこにみんな詰めるのですか。

○又吉進知事公室長 災害対策本部は基本的に我々県の職員が、県の組織に応じて活動をするという組織ですので、防災会議の方が入ってくることはありません。

○渡久地修委員 防災会議ではなくて、災害対策本部の中にもその人たちを任

命するわけでしょう。

○又吉進知事公室長 いえ、今回は災害対策本部ではなくて、防災会議のほうです。防災会議の委員について、法に基づいて委員の枠を広げるということでございます。

○渡久地修委員 第2条は7を8にただ数字を改めるというだけですか。僕の勘違いでした。この災害対策本部にもこういう人たちを設置するのかと思いました。先ほど言った自主防災組織、8.6%と言っていたけれども、分母は何になるのですか。人の数ですか、それとも自治体の数ですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 分母といいますのは、基本的には地域の自治会組織になっているかと思えます。

○渡久地修委員 8.6%といった場合に、分母が幾らの自治会で、幾らあるかと一先ほどは女性防火クラブとか言っていたから。

○漢那宗善防災危機管理課長 要は管内の世帯数を分母としまして、分子はその自主防災組織の活動している地域の世帯数ということでございます。例えば沖縄県の場合、56万8000世帯ございまして、そのうちの自主防災組織の世帯数というのは5万784世帯ということで、8.9%となっております。

○渡久地修委員 5万784世帯が自主防災組織に入っていると。これは通常の自治会も入るのですか。それから、防火クラブ。例えば私は自治会に入っていますけれど、私も自主防災組織の一員になっているのですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 これはその地域の市町村が、その地域の自主防災組織ということで認定すれば、自主防災組織の世帯数に計上されるということになります。

○渡久地修委員 では、自治会イコール自主防災組織ではないわけですね。市町村が自治会で自主防災組織としてやっている。では、自治会の中で市町村の指定している割合は幾らですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 基本的には地域の自治会が主になりますけれど

も、我々のほうでは自治会の数で把握しているわけではございません。

○渡久地修委員 自主防災組織の実態を知りたいのです。自治会イコール自主防災組織ではない。自主防災組織に認定されているところは数に入る。では、全自治会のうち幾らが認定されているのかと。

○漢那宗善防災危機管理課長 41市町村のうちの17市町村で組織されているということで組織の数は110団体ということで、市町村から報告を受けております。

○渡久地修委員 自主防災組織の実態について、後でわかる資料を下さい。

○漢那宗善防災危機管理課長 自主防災組織の説明をいたしますと、自分たちの地域は自分たちで守るということでございまして、災害対策基本法につきましては住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災組織ということで、主に自治会等が中心になりますけれども、その市町村において自治会を越えた組織でもいいわけございまして、そういう市町村のまとまりのある集団が自主防災組織ということであれば、自主防災組織になるということでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、知事公室関係の陳情2件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続1件、新規が1件の合計2件であります。

継続審査となっている1件につきましては、前回の処理概要に変更はござい

ませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、新規陳情につきまして、御説明いたします。

資料3ページをお開きください。

陳情平成24年第140号美ぎ島美しや圏域の振興発展に関する陳情について、処理概要を御説明いたします。

多良間村の同報系防災行政無線設備につきましては、現在のところ、屋外スピーカー、戸別受信機、Jアラートからの自動起動装置等を整備し、有効に機能しているところではありますが、同施設のさらなる整備等を図るに当たっては、沖縄振興交付金の活用が考えられます。村が同交付金を利用して防災行政無線の整備を行った場合、市町村負担分となる20%については緊急防災・減災事業や過疎対策事業等により起債にて充当することが可能であり、起債額の一部が普通交付税により措置されることとなります。

以上、知事公室所管に係る陳情2件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○山内末子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

**○仲田弘毅委員** 陳情第140号なのですが、防災に関して、屋外スピーカー、戸別受信機、特にJアラートは伝達機器として絶対に必要な、防災にとっても大きなウエートを占めるわけですが、特にJアラートのテストケースでふぐあいが生じて、その伝達ができなかったということもあるのですが、そのことに関して、沖縄県ではどれくらい普及、設置されて、ふぐあいがあったところがどういった理由でもってふぐあいが生じたのか、御説明をお願いしたいのですが。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 前回9月に消防庁のほうで、Jアラートの情報通信試験が行われましたけれども、その際に浦添市でふぐあいが生じて、これ

は主にはJアラートから市町村の防災無線に切りかえる、自動切りかえ装置がうまく作動しなかったというものと、市町村のJアラートから自動切りかえはうまくいっているのですが、スピーカーのほうでふぐあいがあったという要因によって不都合が生じたということでございます。

○仲田弘毅委員 そのふぐあいは今しっかり調整ができていますか。

○漢那宗善防災危機管理課長 現在では、そういうふぐあい状況は解消されていると聞いております。

○仲田弘毅委員 あと1件、41市町村どの程度設置されているかということの答弁がまだです。

○漢那宗善防災危機管理課長 Jアラートにつきましては、全市町村設置はされております。ただ、そのJアラートから市町村の防災行政無線に自動的に切りかえする装置がございますけれども、それが27市町村に設置されていますけれども、残りの14市町村では未設置という状況になっております。したがって、14市町村につきましては、職員が手動で操作しまして情報を伝達するというところでございます。

○仲田弘毅委員 防災というものは、いつ何どき、本当に今来るのか、あした来るのかわからないわけです。27市町村が設置されて、あと14市町村がまだ設置されていないということによろしいですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 Jアラートは設置されております。防災行政無線に自動的に情報を伝達するための自動切りかえ装置、それが設置されていないところがございます。

○仲田弘毅委員 これは処理概要の中で、自動起動装置というものがその装置なのですか。Jアラートから防災無線に自動的に切りかえて、放送がされるその装置のことですか。これがまだ14カ所設置されていないということですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 そうでございます。

○仲田弘毅委員 では、この14カ所どうするのですか。

○又吉進知事公室長 防災危機管理課長がお答えしたように、Jアラートの情報が自動的に防災行政無線に14カ所以外は自動的に流れます。14カ所は役所でJアラートからきたものがとまってしまうのです。したがって、その後は役所が直ちに車で広報するとか、あるいは人力で役所の職員が地域の無線を流すとかいうことになっています。本会議でもお答えしたのですが、これでは弱いだろうということがありまして、今その対策をいろいろ考えているのですけれども、例えば携帯電話にJアラートが鳴ったら、携帯をお持ちではないといけないのですけれども、その地域の方々にすぐ警報を発するとか。委員のおっしゃるように、完全ではない部分があるものですから、そういう意味でも防災行政無線設備に加えて、このシステムのリニューアルといったものが必要だと考えておりまして、そういう取り組みをしているところです。

○仲田弘毅委員 これは特に防災に関しては、待ったなしですので、ぜひ最大限の努力をして、沖縄県下41市町村どこに住んでいても情報はぴしゃり同時刻で、どこにいても情報が得られるような体制づくり、ぜひ頑張ってくださいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情を見ていて、この耐用年数が経過してたびたびふぐあいが生じていると。だから、早急に情報通信施設の整備をしないといけないという陳情です。補助事業で入れた施設が、ふぐあいを生じているのであれば、これに対する説明が十分になっていないような気がするのです。Jアラート以前の問題であって、多良間村のそういう防災情報伝達システムというものが、以前の補助事業で入れたものが老朽化して使えないのだったら、何とかしないといけないのではないですか。

○又吉進知事公室長 そういう陳情でございますので、そのリニューアルにつきましては、いわゆる一括交付金といったものを使って、ここにありますように市町村の負担も非常に最小限に抑えられる仕組みがございますので、そういう中で十分県と市町村が話し合って、市町村の要望どおり充実するようにやっていけないかという趣旨の処理方針でございます。

○高嶺善伸委員 これは一括交付金の多良間村からの要望とか、相談にはもう入っているのですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 実は多良間村のほうに内容につきまして確認いたしましたところ、これまでJアラートの情報伝達試験では一度もふぐあいが生じたことはございません。良好に今のところは機能しているというところがございます。それで、どういう形で整備したいかと聞きましたら、現在は集落内だけの防災無線になっておりますので、それを海浜とかあるいは畑とか、そういうところにさらに行政無線を広げたいということと、あとは老朽化していますので設備を更新したいということでございました。それで一括交付金でできるかという話でございましたので、市町村課に確認いたしましたところ、一括交付金が活用できるということで、そうであれば多良間村のほうも一括交付金で活用していきたいという話でございました。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 確認したいのだけれど、では多良間村はもうこの要望はなしでいいのですか。これは国と県による財政的支援を行ってくださいとありますよね。この処理方針を見ると一括交付金とあるのだけれど、県はそれ以外出しませんと。普通のもので、自分たちの今のサイズでやりなさいということですよ。

○又吉進知事公室長 ですから、現在の制度を活用して一いわゆる沖縄振興交付金が使えますと。そういうものを活用して、多良間村からしっかり要望があれば防災無線の高度化は達成できますということを申し上げているのです。

○渡久地修委員 要するに、多良間村は一括交付金が使えなかったということでこれを出して、皆さん方はこういう回答をしているのか、一括交付金を知っていて、普通交付税でその後10%戻ってあと自分たちの一般財源を10%やらないといけないわけでしょう。そういうものを出しきれないから、国、県にそういった分を出してくださいという要望なのか、どちらなのですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げましたように、いわゆる市町村負担分が当然生じるわけです。そこについては、起債で充当してさらに一部は地方交付

税で返ってくるということですから、かなり手厚いスキームができておりますので、これを活用することを考えてはくれないかということです。

○渡久地修委員 向こうの趣旨が、そういったことで了解しているのであればいいです。それでもなお自分たちの持ち前の財源がないから、その分を補助してくれと私は理解したのだけれど。それは県が出したほうがいいのではないかとおもうとしたら、もうこれで了解しているのだったらこの陳情はそもそも用をなさなくなったということでは理解していいのですか。

○漢那宗善防災危機管理課長 これにつきましては、市町村課のほうで一括交付金の県負担分の支援がございませけれども、適債事業一起債ができる事業につきましては県の支援はないということでございましたので、現在考えられるのはこの事業ということですので、多良間村とはその方向で調整していきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前島明男委員。

○前島明男委員 この防災無線のスピーカーの設置数は、全県で幾つ設置されているか把握していますか。

○又吉進知事公室長 申しわけありません。今手元に資料を持ち合わせておりません。

○前島明男委員 スピーカーが全県下で何千個、何万個設置されているか、わかりますか。

○又吉進知事公室長 はい、数字は把握しております。

○前島明男委員 それで、スピーカーの設置されているところ、されていないところで全然違ってくるのです。何か起こったときに、この地域に必要なだけ設置されていないと。必要箇所、皆さんのほうで設置されているマップとありますかー各市町村ごとの防災無線の設置されているところの。個数はいいけれど、どういうところに設置されているか、マップがありますか。

○又吉進知事公室長 平成23年度現在、マップの中で防災無線の箇所が示されているものがございます。

○前島明男委員 必要と思われる箇所に設置されていない、そういう箇所もありますか。

○又吉進知事公室長 何をもって必要とするかという判断ですけれども、自治体一市町村はそこに必要という形で設置していると承知しておりますけれども、確かにこれは住民の声とか、あるいは実際に運用してみたときの実態とかそれが100%カバーできているかということにつきましては、今これはそうなっておりますとは言えない状態だと思います。

○前島明男委員 これは各市町村がやることだとは思いますが、やはりそれを統括する県の皆さん方のほうでもその辺はしっかり掌握して、そしてそういう必要な箇所がないのであれば、皆さん方のほうでも適宜これをアドバイスして、早目に設置させるなら、この補助金は県からどの程度出るのですか。設置する場合の補助金は。それとも全然ないのか。各市町村が設置する場合の防災スピーカーです。全て市町村の自費なのか。あるいは、国から補助があるのか、県から幾ら補助があるのかその辺はどうなのですか。

○又吉進知事公室長 今、防災無線を整備するための単独事業といったものは承知しておりませんが、防災行政無線を実質的に整備するための、かつては田園マルチメディア事業とか、そういった農林水産部のいわゆる農地整備でありますとか、そういったものにあわせて必要な施設として、防災行政無線をつくるケースがあります。

○前島明男委員 県民がどこに住んでいようが、緊急時には適切な情報が知らしめられるような、そういうことでしっかりと今後各市町村のそういう状況も皆さん方のほうでやはりチェックしてもらって、不足であればそれを設置するように皆さん方が指導していくとか、そういう方法をとってもらいたいと思います。県民の命はどこにいようが一緒ですから。それと、41市町村のうち自動起動装置、27カ所と言っていましたね。あとの14カ所なのですが、災害は昼間だけとは限りません。夜中1時、2時あるいは3時、4時に起こることもあるはずで。そういったときに、役所には普通、警備員しかいないはずで。起動装置は、警備員がきちんと操作できるのかどうか非常に疑問です。ですから、

一刻も早く残りの14市町村が自動起動装置に切りかえるようなことを指導してもらいたいのです。これは各市町村が独自にやらないといけないのですか。それとも、皆さん方県の、あるいは国の予算を使って自動起動装置に切りかえられるのかどうか、各市町村任せですか。どうなのですか、その辺は。

**○又吉進知事公室長** 基本的に地域の防災を完璧にしていくという仕事は市町村の責務であります。しかしながら、もちろん市町村任せというわけではありませんで、適宜連絡会議を開催したりとか、それから不備なところについては、なぜ不備なのか、あるいはその背景となる財政支援のあり方とか、それは適宜話をしております。また、ことしから市町村と県の間で、もっと幅広く消防の防災のあり方を検討する会議というものを立ち上げておまして、この7月に第1回の会議をやったのですけれども、そういった中でもそういう課題についてはしっかり議論していきたいと思っております。

**○前島明男委員** 自動起動装置に切りかえるのに金が大分かかるのですか。どのくらいかかるのですか。というのは、財政の豊かな市町村によって、できるところとできないところがあってはならないわけです。人の命にかかわることだから。ですから、その辺のことを100%補助金できるものなのか。あるいは単独でやらないといけないものなのか。その辺はどうなのですか。自動起動装置に切りかえるのに、設備費として1機当たりどのくらいかかるのですか。

**○又吉進知事公室長** 済みません、概算で今資料を持ち合わせておりませんが、そこはまたしっかり資料を提供させていただきたいと思っております。

**○前島明男委員** 最後になりますけれども、何度も言うように人の命というのは、県民ひとしく同じなのです。ですから、どこに住んでいようがどこにいようが。ですから、恐らく自動起動装置が設置されていないところは、財政の乏しい過疎地域か、あるいは田舎の市町村あたりだろうと思うのです。そうであれば、そういうところに対しても、県が何らかの調整をして、一刻も早く残りの14カ所が自動起動装置に切りかえられるようにしてもらいたいと思っております。これはもう残りの14カ所の市町村と、県のほうがしっかり連携をしてやってもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

**○又吉進知事公室長** 自動起動装置もそうですけれども、いろいろ現在の消防職員の数がまだまだ足りないとか、消防をめぐる課題というものは大変たくさん

んありまして、そういったものを含めてきちんと市町村とお話をしまして、県として支援できることはしっかりやっていきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 知事公室長にお願いしたいのは、システムがありますよね。例えば屋外スピーカー持っていないところもあるわけです。また、戸別受信機も持っていないところもある。そうすると、スピーカーを持っていなかったらJアラートが自動切りかえしたとしても、流れないわけです。だから、その絵を描いて、どういうように防災計画がスピーカーから流れていくかということは、図面にあらわしたらすぐわかってしまうのです。我々だって見て、どちらが足りなくてどちらが必要なのかとか。こういうシステムがありますという、これをみんなに配ったら一目ですぐわかってしまうのです。例えば、私のところも戸別受信機はあっても屋外スピーカーがないわけです。だから、そういうところをきちんとしておけば、流れがあるので、そこら辺は皆さんにわかりやすいように説明してもらえたらありがたいなと思います。

○又吉進知事公室長 やはり迅速にいろいろな手段で住民に伝わる工夫というものをいろいろ考えておりまして、先ほどの携帯電話もそうですけれども、携帯電話を持っていない人はまたということになってしまいますので、さまざまな通信手段を通じて、速やかに伝達できるようにいろいろ研究、あるいは取り組んでまいりたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

今井宗雄警務部長。

○今井宗雄警務部長 乙第6号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

沖縄警察署の庁舎移転に伴い、同警察署及び宜野湾警察署の管轄区域を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日は、平成24年12月1日を予定しております。

以上で、乙第6号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○山内末子委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 沖縄署が新しくなったという部分で、本来北中城村の一部が宜野湾警察署に入っていたものが沖縄警察署の管轄になると。この管轄が変わることで、どのような変わり方になるのですか。ただ地域的な部分の割り振りだけなのか。その辺を。

○今井宗雄警務部長 今回の管轄の見直しにより得られる効果について御説明いたします。今回の見直しにより得られる効果として最も大きいのは、これまで北中城村は、沖縄警察署と宜野湾警察署の両方の警察署と連携を図る必要があったものを、同村内を全て1つの沖縄警察署が管轄することにより、警察署の管轄区域と行政区域のねじれが解消されることとなります。これにより防犯対策や交通安全対策等、自治体と警察との緊密な連携が期待されるところであ

ります。また、これまで宜野湾警察署が管轄していた北中城村の区域については、より近い位置に沖縄警察署が位置することとなり、事件事故への迅速な対応が可能となります。また、各警察署においては各種許認可事務を取り扱っており、地域住民も警察署へ赴く機会が多いところ、現在宜野湾警察署管轄区域となっている北中城村の住民にとっては宜野湾警察署よりも沖縄警察署に近くなることから行政サービス上も利便性が向上するものとなります。

○**當間盛夫委員** もう一点だけ。この管轄が変わることで宜野湾警察署の職員の数だとか、そういった変更も出てくるのですか。

○**今井宗雄警部部長** 現在宜野湾警察署にごさいます2つの駐在が、沖縄警察署に管轄区域が変更することにより移転することになります。それに伴い、駐在の定員についても沖縄警察署のほうに移行することとなります。

○**當間盛夫委員** 宜野湾警察署自体は変わらないのですか。

○**今井宗雄警部部長** 宜野湾警察署自体は駐在の2名が沖縄警察署に移行することにより、2名は減るという形になります。

○**當間盛夫委員** その2つの交番所の署員自体が変更するだけで、宜野湾警察署自体の職員の変更はないという形でいいわけですね。

○**今井宗雄警部部長** そのとおりです。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**山内末子委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情1件について、審査を行います。

ただいまの陳情について、交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 公安委員会所管に係る陳情第96号那覇市松山において生活空間としての道路の規制を求める陳情につきましては、継続案件であります。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

前回以降の処理経過及び処理方針について、説明をさせていただきます。

本件陳情を受けた後、担当者において実態調査を行った上、本年7月18日、陳情者から指摘のあった酒販店代表者に対し陳情内容を伝えたところ、同代表者から、配達バイクから生じる騒音に注意した運転に努めるといった趣旨の回答を得たところであります。

なお、本年9月末現在まで、陳情者を含め、地域住民から同種の要望はなされておられません。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 解決したという認識でいいのですか。

○砂川道男交通部長 解決したというよりは、一応配達バイクもそういうオートバイの発進、駐車等について、細心の注意を今後やると言っておりますので、それによって陳情者が納得できるかどうかわかりませんが、お互い注意をするということでもあります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この種の陳情ですね。何回も出されているとか、いろいろあったりしても、また特にそういう陳情が何度も出てくるような人たちには、余計丁寧に陳情に答えて、できるだけ努力はすると。やった結果、このように皆さん方の努力の結果があらわれていると思います。これは評価しますので、

今後ともそういう立場で努めていただきたいと思います。一言お願いします。

○砂川道男交通部長 大変貴重な御指摘ありがとうございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情4件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

謝花喜一郎企画部長。

○謝花喜一郎企画部長 企画部に関する陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次(陳情)の1ページに、陳情の一覧表がございます。企画部関係では、継続の陳情が2件、新規の陳情が2件となっております。

継続審査のうち、1ページの那覇市による一括交付金でのリース物件である銘苅庁舎への財政支出を取りやめることを求める陳情第112号につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明いたします。

1ページをお開きください。

銘苅庁舎は、10年間のリース契約満了後の平成25年5月に那覇市に譲渡され、所有権が移転される予定と聞いております。

那覇市からは、那覇市泉崎の新庁舎への移転後、所有権が移転された銘苅庁

舎を産業振興と雇用拡大に資するIT企業のインキュベート施設等として、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備する計画が提出されております。

県においては、交付要綱にのっとって事業内容の確認を行い国に提出したところ、基本・実施設計費として1749万4000円（事業費ベース）が9月4日に内諾され着手可能となっております。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

3ページをお開きください。

美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情第140号について御説明いたします。

地方交付税へのサンゴ礁海域面積の算入については、市町村は地方交付税の算定に関する意見を国に提出することができることとなっており、平成23年度に竹富町からサンゴ礁海域面積の算入に係る意見の申し出がありました。

しかしながら、地方交付税の算定に当たっては、客観的な統計数値が用いられており、面積については法令に基づき国土地理院の面積調によることとされ、サンゴ礁海域面積は含まれていないという理由により、同意見は採用されなかったところです。

県としては、今後の市町村の検討状況を踏まえ、助言していきたいと考えております。

海洋島嶼自治体特別交付金（仮称）及び低潮線所在地特別交付金（仮称）等については、当該交付金等は、長い海岸線、サンゴ礁海域を有する自治体に対し、その管理等に要する経費を考慮して交付することを求めるものと理解しております。

当該交付金等については、具体的な財政需要として経常的にどのような経費についてどの程度の額があるのか、また、要望する具体的な制度内容等について確認しながら検討する必要があると考えております。

県としては、引き続き離島市町村の財政状況等を考慮し、財政支援について取り組んでまいります。

続きまして、4ページをお開きください。

海上輸送運賃（燃料油価格変動調整金）に関する陳情第147号について御説明いたします。

燃料油価格変動調整金については、燃料油の価格に連動して、運賃とは別に徴収されているものであり、平成15年度から導入されていると聞いております。

燃料油価格変動調整金に助成を行うためには、個々の商品の仕入価格、輸送費及び販売価格を把握し、その効果を検証することが必要となりますが、中古車販売価格は仕入価格に加え、相対取引で決定される輸送費等の経費や利益等、

販売価格の設定方法が個々の事業者によって大きく異なることから、燃料油価格変動調整金の影響を把握することが困難であります。

このようなことから、燃料油価格変動調整金の負担軽減を目的とする助成措置については、今後、引き続き慎重に検討していきたいと考えております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

○山内末子委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 新規の陳情147号、沖縄県中古自動車販売協会からの海上輸送運賃に関する陳情。これは、航空運賃の場合のサーチャージとありますね。航空運賃は一定の価格があらかじめ決まっている。ところが、一定の期間でにわかには燃料費が高騰したので、この部分は別ですと言って追加して請求されたりしますね。海上における、この航空運賃のサーチャージと同じような性質のいわゆる調整金ではないのですか。

○謝花喜一郎企画部長 具志委員のおっしゃるとおりでして、これは燃油サーチャージのことでございまして、燃料油—C重油になりますけれども、その価格の増減に連動して、運賃とは別に徴収されるものでございます。

○具志孝助委員 そうであるとすれば、この価格変動調整金についてはなかなか販売価格が把握しにくいと。よって、これを何とか後で対策してあげるということは、なかなか難しいことだと。こういうような処理方針に見えるわけですが、サーチャージ同様のものであるとすれば価格変動調整金というものは把握できるのではないですか。陳情者も具体的な数字は上げていますよね。

○謝花喜一郎企画部長 おっしゃるとおり、サーチャージの金額自体は幾らと把握できます。ただ、我々が申し上げておりますのは、このサーチャージをある意味陳情者の要望どおりに補填したときに、その効果がしっかりと末端のほ

うまで反映されるかどうか、そこら辺のところ、いろいろ間に相対取引等がありますので、その辺のところの検証が果たしてできるのかということが、我々の陳情の処理方針に書いてあるところでございます。

**○具志孝助委員** 今の説明は、販売業者の価格設定は商売ですから、価格の設定はわかりません。しかし、途中で燃料が上がったために荷主の負担になってくると。そのために業界が大変なダメージを受けると。こういうようなことであるので、ここは何とか検討してもらいたいというような趣旨だと思いますが、今、少し変えますが、航空運賃についてはかねてよりいろいろな軽減策というものがありませんか。そこで改めて聞きますけれども、この航空運賃と海上運賃の軽減措置というか、航空の場合はどういうものがあるのかまず説明してください。

**○謝花喜一郎企画部長** 航空輸送に対する助成制度としまして、まず航空機燃料税がございまして、本則の2分の1ということが沖縄県ではとられております。それから、着陸料は本則の6分の1。航行援助施設利用料は本則の6分の1の軽減措置がある。これらは公租公課を軽減してもらっているということでございます。

**○具志孝助委員** それに対して、海上運賃の場合はどうなのですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 海上の場合は、港湾施設の使用料のうちの入港料と岸壁使用料についてでありますけれども、これは全国的に取られているものでございまして、沖縄県を見ても、入港料は那覇港の場合はむしろ取っておりません。岸壁料というものが沖縄県は4.5円で、一方で苫小牧が8.82円、東京10.05円ということで、沖縄県は低い料金で設定されております。

**○具志孝助委員** この間から出ているように、沖縄県に対する貨物の取り扱いが航空と海上では、海上のほうが93%でしたか、いわゆる9割が海上輸送なのです。そういうことからすると、県民生活に与える影響というものは航空運賃よりも海上運賃のほうが経済に与える影響、あるいは県民生活に与える影響というものは、取扱量からすればはるかに大きいということが言われると思うのが1点と、それから、軽減策の今言う航空運賃の場合は航空機燃料税だとか、着陸料だとか航行援助施設利用料、これが本則の半分であるとか6分の1だとか、ウエートからいってもかなりの軽減策であるということが言われるし、海

上の岸壁使用料などと比較すると、はなはだ海上輸送に対する軽減策が弱いということが言えるのではないかと、そういう意味ではどうですか。海上と航空輸送に対する政治的な配慮という意味では、バランスがとれているのかこれによしとするのか、やはり配慮しなくてはいけないと、具体的なものはともかくとしてこれは大きいと思っているのです。この辺はどうなのですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 重要性につきまして、具志委員のおっしゃるとおりだと思っております。ただ、なぜ今県が先ほど申し上げた航空機燃料税や着陸料などの軽減を求めたかといいますと、やはりそういった税金が一ある意味飛行機というものは、言葉が適切ではないかもしれませんが、ぜひとくだというような課税がされているわけですが、これに対して船というものは課税がされていないということで、そういったところで我々は飛行機に対しては観光立県として、それから国際物流貨物ハブとして生きるためにはこの軽減が必要だということで求めたということがございますが、船舶についてはそういったものが課税がないということと、先ほども申し上げましたがいわゆる使用料も全国と比べたときに安いということで、差があると考えているところでございます。

**○具志孝助委員** 要するに、農林水産物流通条件不利性解消事業というものがあって、これらの目的も特には海上輸送に対する目的が相当にあると思うのです。沖縄県の特に農林水産業を振興させる、そのことによって雇用の拡大を図るというために輸送コストを軽減しようというものは、最大のテーマです。まさにそのことを言っていると思うのです。部長は肯定的な答弁をしているので、それは可としますけれども、今慎重にこれから検討していくということをおっしゃっているのでいいわけですが、特に何としてもぜひこれは検討して、この間から那覇港管理組合が那覇港における沖縄経済に与える影響ということで、大々的に広報していました。沖縄で消費される物量の97%でしたか、かなりの部分は海上輸送でやっているのですと、その経済の波及効果というものは大変大きいというようなことを言って、もっと港湾行政それから海上輸送の問題に着目してもらいたいと、政治の目が当たっていないという部分だと思っています。この国際貨物ハブ空港の問題でも、今かなり政治の力で相当に拡大をしてきている。一方で海上輸送のコンテナターミナルがほとんど使われていないとか、取扱量が依然として少ないと。もっともっとこれを活発にしないといけないというさなかでありますので、これはぜひともこの陳情については善処方、もっともっと我々離島県として配慮していかなければならない。特に航

空運賃との格差が大きいと考えておりますけれども、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 離島県である沖縄にとって、やはり物流のコストというものは我々も固有課題だと考えております。そういったことから、農林水産物には先ほど委員もおっしゃってございましたけれども、農林水産物流通条件不利性解消事業ということで移動コストについて低減化を図るということを初めてやっているわけです。ただ、やはりこれは少し難渋したと。本会議でも少しございましたけれども、これがこういった形で反映されるのかということを検証を求められていると思います。農林水産部はそれをしっかり財務省、内閣府のほうに説明いたしまして、何とか沖縄県の農林水産業の振興に資するのだということを出カムを示して認めていただいたと思いますが、我々も物流コストについていわゆる燃油サーチャージがはね上がってしまっているのであれば、やはり問題だと認識はございますけれども、それがしっかりどの程度消費者に反映されていくのか、こういった形で振興につながっていくのかということを検証しないと、またこれは公金を使ったときに一県費であればあれなのでしょうけれども、もし仮に一括交付金等を使った場合はやはり返納という議論にもなりますので、この辺はしっかり検証できるような仕組みを議論していく必要があるのかという趣旨でございますので、御理解をいただければと思います。

○具志孝助委員 もし、そういうような答弁のとおり真剣に検討していただきたいと思っているのですが、陳情の要旨を見てみましても、船舶運賃におけるサーチャージの実体として、中古車一車1台当たり1万5990円、全体の海上輸送費に占める35%になっていると。恐ろしい負担です。そうなってくると、これは商売にならなくなる。しかも、今の燃料費というものは恐らく重油ですから、石油の価格の推移を見ますとどんどん右肩上がりなわけですから、大変喫緊な課題だと思っております。早目に対処してもらわないと。私は大きな産業だと思うのです。中古車業界がこのほど東南アジアに対して車を出したとか、あるいは沖縄における中古車を利用している県民の利用率とか、かなりのウェイトだと思うのです。これの軽減策をとっていただければ、経済に与える影響もかなり大きいと考えますと、早目の判断、対応をお願いしたいと思っております。

○謝花喜一郎企画部長 我々もしっかり検証できるかということがネックになっておりますので、それをまた業界のほうとも意見交換等を重ねながら、どう

いった形であれば、ある意味効果が示すことができるのか、どういうスキームがあるのか研究してみたいと思っております。

○具志孝助委員 最後にしたいと思っておりますけれども、この間新聞によりますと、沖縄の中古車を東南アジア、中近東あたりに大々的に出していこうという、一つの大きな産業として期待できるのではないかという報道にも接しました。ぜひこの陳情者、業界と早目に意見交換というか、情報収集をやっていたいただきたいと思いますが、いかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 先ほど来申し上げておおり、我々も船舶、海上輸送についての重要性は認識しておりますので、まず委員のおっしゃるとおり意見交換をしてみたいと思っております。

○具志孝助委員 よろしくお願ひします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

○渡久地修委員 総務企画委員会陳情に対する説明資料2ページの沖縄における枯れ葉剤汚染の真相解明と経緯を求める陳情。枯れ葉剤に関しては、今度の本会議でもいろいろな方々が質問していましたが、枯れ葉剤があったという証言も出てきておりますけれども、県はどのような立場をとっていますか。

○謝花喜一郎企画部長 枯れ葉剤については、知事公室長のほうから答弁させていただいたとおりでと思います。企画部長として知事公室長以上の答弁ができないわけがございますけれども、ただ今回の陳情者の意見はこの返還の調査時に日米両政府ではなくて、県民がイニシアチブをとることができるような柔軟な対応をしてほしいというようなことがございます。これについては、我々が求めた新しい沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法一跡地利用推進法におきましては、この返還して引き渡すまでの間に国のほうは徹底した支障除去措置をとらなければならないと。そのときには、計画をつくることになっているわけですが、この計画をつくるに当たっては市町村や県の意見を聞かなければいけない。県や市町村は、意見を出すときには地権者の意見も聞かなければいけないという形になっておまして、この過程の中でしっかり枯れ葉剤があったかどうかについて情報を収集して、

国に求めてこの枯れ葉剤についての支障除去についても徹底するよというお話ができると。それから、今回の跡地利用推進法の中ではいわゆる汚染物質の中には枯れ葉剤の成分であるダイオキシンは入っておりますので、当然国は県とか市町村からそういった申し出があれば、これについて調査をする責務があると考えておりますので、こういったことによって返還跡地については枯れ葉剤の除去は可能かと考えております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 新規第147号です。燃料油価格変動調整金、この業者は変動調整金で取られているわけですね。いわゆる輸送費とは別に。しかし、この経過方針ではいわゆる燃料油価格変動調整金の補助、支援を受けようとしたら皆さんはだめだと言っているわけです。自分はその調整金で金を取られて、逆にこの業者は支援を求めようとしたらノーと言われている。ここはよくわからないのだけれども、その取られた分に補助を与えるということはできないのですか。

○謝花喜一郎企画部長 行政がこういう公金を出すときには、その一業界の利益に資するというようなものであってはならないと考えております。やはり全体として、この産業の振興に資する、経済の振興に資するというような大きな裾野の広がりがないとできないというようなことで、我々はそういう検証が必要だと申し上げているのです。

○吉田勝廣委員 それは理解できる。少なくとも、その何というか燃料油価格変動調整金を取られて、いわゆる中古車が安くなれば県民が中古車を買っているわけです。例えば、新車を買う人、中古車を買う人が何%かと言われたらわかりますか。中古車販売は何台買って何%、車の消費の中で、沖縄は中古車何%か新車何%か、それがわかれば大体貢献がすぐわかるのではないですか。

○謝花喜一郎企画部長 台数などは我々も当然把握しております。ちなみに、中古車の台数は平成23年3月末で、県内の自動車登録台数は94万246台となっておりますが、そのうち中古車というものは軽自動車も含みますと15万9818台という数字が出ております。

○下地明和企画振興統括監 ここに新車の年間の県内での販売台数、それから中古車の販売台数のデータが平成19年から平成23年までのものがありますが、大体新車で4万台程度。それから、中古車も同じくらいの販売台数。大体4万台くらいというデータがございます。もちろん年度によって数%ずつ変動はありますけれども、この四、五年間はこの推移です。

○吉田勝廣委員 今、94万台のうち中古車は15万台しかないと言ったのですか。

○下地明和企画振興統括監 約16万台です。

○吉田勝廣委員 そうすると、沖縄は大体ほとんど新車だと理解していいのですか。逆ではないのですか。新車なのですか。

○謝花喜一郎企画部長 これには、貨物、乗合乗用、特殊、軽自動車全て入った数字となっておりますので、通常の乗用車だけではないということです。

○吉田勝廣委員 それだったら、新車も中古車も全部同じ条件ですね。新車だって貨物輸送するのだから。新車を輸送している会社なり自動車メーカーかわからないけれど、そこから陳情は出ないのですか。そこはどうなっているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 我々の陳情処理方針でも書いてありましたように、最終的にどういった形で上乘せするかというところがよく見えない部分があるのです。結局、海上運送業者がサーチャージをやるわけですが、これは石油元売のほうに彼らは払っていると言っているわけです。結局中古業者の方が、船舶会社に払ったものを、その船舶会社は石油会社に払っているわけです。では、中古車業者はどこにやるのかというと、今度は卸、さらに小売というような形で我々消費者のほうに行くわけですが、これがどういうような形で、いわゆる除かれた形で販売がされればいいわけですが、それがよく見えないのではないのかということが我々の悩みの種なわけです。

○吉田勝廣委員 それで今から調査するとして。しかし、この燃料油価格変動調整金というものは皆さん把握していますか。その年度別の燃料油価格変動調整金は幾ら取っているか。

○謝花喜一郎企画部長 これは、沖縄県中古自動車販売協会からの情報ですが、燃料油価格変動調整金の支払いというものが平成24年1月から12月の試算額で5億円になるだろうと言われております。

○吉田勝廣委員 新車は。

○謝花喜一郎企画部長 新車については、まだ情報の聞き取りをしておりません。

○吉田勝廣委員 これは公が取っているわけでしょう。違うのですか。燃料油価格変動調整金というものは船会社が取るの。

○謝花喜一郎企画部長 船会社です。

○吉田勝廣委員 そうですか。そうすると、この法制度というものは船会社が燃料高騰を理由に燃料油価格変動調整金を船会社が計算をして、船会社が取る。それは大体沖縄で言うと、先ほど言った5億円ちょっとということで大体10億円になるわけですね。

○謝花喜一郎企画部長 燃油サーチャージの仕組みを御説明させていただいたほうがよろしいかと思えます。まず、燃油サーチャージは先ほど申し上げたようにC重油の価格の増減に連動してやるわけですが、これは船会社がこの重油の国際価格に連動して事前に定めた表がございます。この表というものは基準航路—基準航路が例えば東京—那覇間とか大阪—那覇間とか、基準航路がございます。横軸がそれで、縦軸がその重油の価格があります。重油の価格が例えば1万から1万2000円、1万2000円から1万5000円というような欄がずっとあって、基準航路ごとに実は燃費を計算して各船会社が独自の計算をして、このものだと100円、このものだと200円という形で表をつくっているわけです。ですから、この当たったところのほうをここの航路のものは幾らですと指定して、そういったもので具体的に申し上げますと、平成24年9月時点で東京—那覇間が1トン当たり2580円、大阪—那覇間が1トン当たり1990円という形になっているということです。これは船会社に払うということです。

○吉田勝廣委員 よく内容がわからないので、後で資料を見せてもらって。そうすると、燃料が高騰すればするほど沖縄は離島県だから、やはりその中古車

当たり、新車当たり10億円を余計に払わないといけないと。それは価格に反映するわけだから、そうしてくるとこれはお勉強をして何らかの対策をとらないといけないと。相対的に、中古車の問題だけではなくて。わかりました。終わります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
当間盛夫委員。

○当間盛夫委員 今の第147号、続けてなのですが。今言った船会社がこの燃料油価格変動調整金を取るわけですね。船会社は結局燃料が高騰しているから、その燃料の中に入っているわけでしょう。改めてこれを取ったからということで、この分を燃料会社に払うということではなくて、自分たちは燃料高騰でやっている。だからこの分での燃料油価格変動調整金でもらうという仕組みになっていると思うのだけれど、これは結局今中古車だとか車だけの話ではなくて、ほかにもそういう分のものであるわけでしょう。例えば、コンテナ含めて食糧、飼料でも。これは大体どれくらいの負担になっているのですか。

○謝花喜一郎企画部長 これはあくまで我々推計してみたのですけれども、この沖縄総合事務局の運輸要覧によりますと、平成20年度の本土—沖縄間の輸入貨物のトン数が398万3000トンであります。それを例えば先ほど言った、東京—那覇間が2580円とか、大阪—那覇間で1990円とかそういったものがありますので、こういったものによってずっと計算してみますと、おおよそ仮に沖縄に入ってきたものに全て補填するとすると、75億円から80億円くらいの額が必要になると。

○当間盛夫委員 大体75億円から80億円を荷役の皆さんが負担して、その分がまた我々消費者の分に転嫁されているという仕組みになっているわけですね。先ほど具志委員からもあったように、この不条理のものをどうにかできないかというのは荷役の皆さんにではなくて、船会社はやはり燃料油価格変動調整金を取っているわけだから、例えばその2分の1を国庫の分でやはり沖縄はそういった輸送の部分で不条理があるからということで、そういった船会社にそういった2分の1を補助するからそういった部分での各荷役の皆さんの軽減をなさいというような処置の仕方もあるということですか。

○謝花喜一郎企画部長 実はうちの企画部のほうで、地域離島の輸送コスト—

離島生活コスト低減実証事業というものをやっております。これは大手のスーパーを対象にして、仕入れとか運送費について低減しようということをやりますが、これは何が一番難しいかというところ、末端までいって本当にその効果があるかどうか、そこが大変なのです。まず今実証で小さな離島1つをやろうとしても、やるだけでも大変なのです。そういったものをとにかく手がけないといけないということでやっていますけれども、これだけ大きなところのものになりますと、しっかりとこれが末端まで反映されるかどうかというものを検証しないと、なかなか公金を出すというものは我々としては気になるところであります。しっかりとこの辺の部分を検証する仕組みをつくって、ここはやる必要があるのかというところがございます。

○**當間盛夫委員** それからして、県の離島の燃料の部分と一緒にですね。結局そのことの補助はやっているのに、離島では燃料が高いという部分が。今皆さん、そのことの検証はしているとは思いますが。そういった部分で間違いなく沖縄は海上輸送が飛行機というよりも9割も海上という形になってくると、何とか打って一車だとか生活物資だけではなく、間違いなく農業の飼料関係も、そういった部分でのものがあるでしょうから、これをもう少し知恵を出してやっていけばいいのではないかと。これはもう提言でいいです。

○**謝花喜一郎企画部長** 先ほど具志委員からもありましたが、各委員共通だと思いますが、我々も同じような共通課題だと認識しております。やはり固有課題なのです、物流コストというものは。離島県である沖縄県では固有課題だと認識しております。これをいかに一つずつ解決していくかということをお我々ようやく取り組み始めたところ、取りついたらという感じがありますので、これはまた先ほど来申し上げておりますが、研究してみたいと思っております。委員のお知恵もよろしくお願いいたします。

○**山内末子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
照屋大河委員。

○**照屋大河委員** 2ページの継続の第129号、枯れ葉剤の件なのですが、先ほど4月1日施行の跡地利用推進法ができ、返還の汚染等については国の責任で除去されると。国は計画を立てるとのことだったのですが、その計画を立てるときに市町村の意見を聞くことができるのですか。聞かなければならないとなっているのですか。どちらなのですか。先ほど説明がありました。

○謝花喜一郎企画部長 聞かなければならないということになっております。

○照屋大河委員 この枯れ葉剤の問題については、陳情者が言うように日米両政府の責任だけではなく、県民のイニシアチブが発揮できるようにやりなさいということは、これまで県に問い合わせをしたら国に照会する、国に照会したらアメリカに聞いたならそういう事実はなかったということが繰り返されて、こういう人たちが立ち上がって新たな事実がわかったということで、県民の意見が反映できるような仕組みをつくりなさいということだったと思うのです。先ほど、聞かなければならないというときに、県や市町村あるいは県民が計画に反映できる、させるために意見を言うために立入調査とか、あるいは使用履歴について事前に情報を得るという仕組みというものは環境条例でしたか、そういうもので担保されているのですか。あるいはこの跡地利用推進法の中に担保されているのですか。もう70年近くたってそういう記憶も薄れてくるわけでしょう。

○謝花喜一郎企画部長 今回の跡地利用推進法の一つの目玉の中には、立ち入りのあっせんを申請することができるという、それに対して国はそういった申請があったときには対応しないといけないというような対応条項を入れてもらいました。これによって窓口も沖縄防衛局というようになっております。この跡地利用推進法の中では県が返還に際して総合整備計画の策定とか、施策を実施するために必要と思われるときには、その調査のためにはこの立ち入りのあっせんを申請することができる。国はそのあっせんに対してどうするのだというような仕組みをきちんと説明しないといけないというようになっております。今我々はこの跡地利用推進法ができて、さっそく防衛のほうといろいろと意見交換も実はやっております。その立入調査が円滑にできるよう意見交換も実はやっておりますので、もしそういった事案があれば、我々は跡地利用推進法の趣旨に基づいてしっかり申し出をするという形になると思います。

○照屋大河委員 事案があればということだったのですが、先ほども言いましたが、県に問い合わせをしたら国に照会し、国に言ったらアメリカにはないというような後ろ向きな姿勢がずっと続いた不満だと思うのです。そういう意味では、積極的に県も環境の問題について取り組んでいただきたいのですが、その点についてはいかがですか。

○謝花喜一郎企画部長 この跡地利用推進法の趣旨は、いわゆる返還が合意された施設について、その返還後跡地利用を円滑に進めるための法律となっております。ですから、返還が合意されて引き渡しをされる、その間にしっかりといわゆる支障除去、原状回復をさせる。その他また跡地利用のために必要な立入調査を行う、そういうスキームになっておりますので、その範囲内のものであれば、先ほど私が事案があればと申し上げたのはそういった意味なのですが、いわゆる返還合意されて、引き渡しということが決まっているものであれば当然この法律によって支障除去を徹底してもらい、それから立入調査も行うことができます。ただ、それ以外のところで返還合意がなされていないようなところもできるかというところ、これはこの法律の適用外になってしまいますので、ほかの地位協定ですとか環境条例ですか、そういったところの議論になるのかと考えております。

○照屋大河委員 別の知事公室とかそこで議論することなのですね。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 陳情第140号についてお聞きしておきたいと思っておりますけれど、処理方針の中間で県としては今後の市町村の検討状況を踏まえ助言していきたいと考えておりますと。具体的に言うとはどういふことですか。

○謝花喜一郎企画部長 昨年、竹富町のほうから実は総務省に対して意見の申し入れがありました。ただ、こちらに書いてありますように、意見は総務省のほうから採用されなかったということですが、今後平成24年度以降どうするかということについては今先方に確認しましたところ、平成24年度の意見の申し入れはしないというような回答があったものですから、彼らがもし今後意見の申し入れをするという場合には、県のほうはしっかり補足意見をつけて国に申し入れをするという趣旨でございます。ちなみに、平成23年度竹富町からの申し入れのときに県のほうから申しあげましたのは、サンゴ礁海域は漁業資源、観光資源でもあり、島と島の間を航路として道路と同様の役割も果たしており、竹富町においては漂流ごみ等の収集処理や、自然環境保全の取り組みを行うなど、実質的に町が管理していると。このようなことから、サンゴ礁海域はそこに住む人々の暮らしと一体となった区域であり、島を形成する一部でもあるため、湖沼等類似する利用形態が認められることから、サンゴ礁海域面

積を含めて地方交付税の算定基準とするようにというような意見を付したわけでございます。ただ、それに対して国のほうからはこちらにも書いてありますように、これは国土地理院の面積調によることが大事だということがあって却下されておりますので、また我々は竹富町がいろいろと申し入れをすれば、それに対して我々もさらに知恵を絞って補足意見をつけたいと考えております。そういった処理方針でございます。

**○高嶺善伸委員** 県は少し積極性がないと私は感じます。今、改正された離島振興法も、国境離島及び離島部がもたらす国土保全等、国益に対する貢献度からこれまで以上に国の責務を明らかにしなければならないという施策が出されています。また沖縄振興特別措置法の一括交付金も、そういう意味で皆さんが沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業とか、あるいは農林水産物流通条件不利性解消事業などに対する支出も国も了解しているわけでしょう。そういう意味で、どのように離島市町村を支援すればいいかということの知恵の出どころだと思っているのです。だから、竹富町から要請があったらそれを踏まえて国に意見をやる、なかったらやらない、このようではこの陳情の趣旨というものは生かされていないのです。だから、今後海底資源、海洋資源を含めて大きな地方自治体の財産どころではなく、国益に大きく貢献しているのだから、しかし離島苦を解消するためにどういう財源が必要か、支援策が必要かというときに、やはり県が指導力をもって市町村と話をしていく。こういう美ぎ島美しや市町村会から出されたものについては、助言していきたいという意味が非常に消極的に感じられたのです。そうではなく、地方交付税は全国的に一律な制度かもしれないけれど、後段の交付金というものがあるわけです。沖縄の一括交付金の可能性の問題もありますので、この種の陳情については県がもう少し積極的に離島の市町村を支援するのだというような処理方針を出すべきではないかと思うのですが、どうですか。

**○謝花喜一郎企画部長** 後段の部分の海洋島嶼自治体特別交付金ですとか、そういった低潮線所在地特別交付金、いずれも委員おっしゃったような形でサンゴ礁海域を隣接することによって、市町村にとって財政の負担があるのだということで用途の定めのない一般財源として使えるようなものにしてもらいたいというようなものが、彼らの構想であるようでございます。これについて我々は、具体的にどういった形の財政的なものがあるのかどうか、そういったものもいろいろ意見交換を実は町村とは具体的にやっておりますして、今後もそういったいわゆる通常の財政事情だということを国に認めていただけるようなスキ

ームができるかどうか、また意見交換を重ねて、そういった処理方針だと理解いただければと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項不発弾等対策条例の制定についてを議題といたします。

本件について、渡久地修委員から趣旨説明を求めます。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 この不発弾等対策条例、ぜひ皆さんで検討してほしいということをお願ひしてきましたが、議題にのせていただきまして、心から感謝したいと思います。

実は、不発弾は皆さん御承知のとおり、沖縄には20万トンが撃ち込まれて、あと2000トン不発弾があると言われていています。処理するのに80年から100年かかると言われています。ところが、この不発弾は国の法律もない、県の条例もないということで、今は沖縄不発弾等対策協議会という協議会の中で不発弾等処理対策便覧という申し合わせ事項のもとで処理がなされているわけです。いわゆる国と県、市町村、あるいは自衛隊、警察などが集まって、いわゆる申し合わせの中でそれぞれ任務分担してやっているという状況で、責任の所在が非常に曖昧になっているということです。御承知のように、小禄の事故とかこの間の事故で、事故ごとに県議会とかいろいろな要望で処理に対する費用が事故が起こってどんどん拡大はしてきていますけれども、いまだに責任の所在が曖昧で、県も条例さえないという状況にあります。私としては、ぜひ県の条例をつくるべきだと思うのです。その理由は、あと80年から100年続きますから、

この不発弾というものがなぜ沖縄に存在するのかということ、後世の人たちに明らかにしておく必要があると。これは先の戦争によって不発弾というものは存在するという事。本当は、国の責任というものは明確にしたいのだけれども、県の条例で国の責任とか何とかというものは今の法体系上難しいということなので、その辺は知恵を絞って県に対して国に不発弾の処理を県はずっと一貫して求めていくということ、県に責務を課すということではできると思うので、そういう意味ではこの不発弾等対策条例をぜひこの委員会の中で議論をして、できれば全会一致で制定していただきたいと。私が今想定しているのは、まず不発弾がどのようにして起こったのかということと、不発弾の処理に関するそれぞれの機関の役割、国、県、市町村の役割、国がどの程度県の条例で書けるのか、それと県民の役割です。話を聞きますと、以前までは県民も建設するときに不発弾が出てきたら大変だと、黙ってどこかに持って行って置いたということがよくありますね。現在あるかどうかわかりませんが、発見したときの県民の責任も明確にするとか、そして、国に対しては県として国に不発弾にかかる費用は全て県は国に強く求めていくということ、県に責務として課すことによって国が暗にやってくれるようなものができれば、そして、広報とか不発弾の日とかを設けて、全県民で不発弾に関して考えるだとかというような条例制定をぜひしていただきたいということです。そして、最後にもう一つ、議会基本条例もできました。議員提案のいろいろな条例もどんどんつくっていかうということでもありますので、ぜひ総務企画委員会でみんなで議論をして、やり上げて、できればやっていただきたいということで、提案させていただきます。よろしくお願ひします。

○山内末子委員長 渡久地修委員の趣旨説明は終わりました。

これより、ただいまの趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、當間委員から不発弾等対策条例の制定については所管事務調査事件に上がっているの、総務企画委員会で勉強会のような形で取りは計らうよう委員長に対し要望があり、具志委員からも勉強会について同様に賛意が示され、山内委員長から勉強会という形で調査・研究を行うことによろしいか確認があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

今後の調査の進め方につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○山内末子委員長 議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決などについて協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 平成24年第3回議会乙第1号議案について、継続審査をお願いしたいと思います。継続審査の動議をお願いします。

○山内末子委員長 ただいま、平成24年第3回議会乙第1号議案に対し、照屋大河委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、平成24年第3回議会乙第1号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○山内末子委員長 挙手多数であります。

よって、平成24年第3回議会乙第1号議案を継続審査とすることは、可決さ

れました。

次に、乙第1号議案沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例及び乙第6号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第6号議案の2件は原案のとおり可決されました。

次に、甲第1号議案平成24年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第20号議案沖縄県収用委員会委員及び予備委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情8件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子